

平成 2 2 年第 2 回御代田町議会定例会 議事日程（第 1 号）

平成 2 2 年 6 月 4 日開会

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 町長招集あいさつ
議案上程
- 日程第 5 議案第 3 7 号 専決処分事項の報告について（御代田町町税条例の一部改正）
- 日程第 6 議案第 3 8 号 専決処分事項の報告について（御代田町国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第 7 議案第 3 9 号 専決処分事項の報告について（平成 2 1 年度御代田町一般会計補正予算第 9 号）
- 日程第 8 議案第 4 0 号 専決処分事項の報告について（平成 2 1 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算第 5 号）
- 日程第 9 議案第 4 1 号 専決処分事項の報告について（平成 2 1 年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算第 3 号）
- 日程第 1 0 議案第 4 2 号 専決処分事項の報告について（平成 2 1 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算第 5 号）
- 日程第 1 1 議案第 4 3 号 専決処分事項の報告について（平成 2 1 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算第 5 号）
- 日程第 1 2 議案第 4 4 号 専決処分事項の報告について（平成 2 1 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算第 1 号）
- 日程第 1 3 議案第 4 5 号 専決処分事項の報告について（平成 2 1 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算第 5 号）
- 日程第 1 4 議案第 4 6 号 専決処分事項の報告について（平成 2 1 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算第 5 号）
- 日程第 1 5 議案第 4 7 号 専決処分事項の報告について（平成 2 1 年度御代田町公共下

水道事業特別会計補正予算第5号)

- 日程第16 議案第48号 専決処分事項の報告について(平成21年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号)
- 日程第17 議案第49号 専決処分事項の報告について(平成21年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算第1号)
- 日程第18 議案第50号 平成21年度御代田町共同調理場建設工事請負契約について
- 日程第19 議案第51号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第20 議案第52号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第21 議案第53号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第22 議案第54号 平成22年度御代田町一般会計補正予算案について
- 日程第23 議案第55号 平成22年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第24 議案第56号 平成22年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第25 議案第57号 平成22年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第26 議案第58号 平成22年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第27 平成21年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について
- 日程第28 平成21年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第29 陳情第9号 「最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書」の採択を求める陳情について

平成 2 2 年 第 2 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 2 年 6 月 4 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 2 年 6 月 4 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 2 年 6 月 1 4 日	午前 1 0 時 4 8 分

第 1 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 2 年 6 月 4 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 2 年 6 月 4 日	午後 4 時 1 0 分

出席及び欠席議員の氏名、席次

議 席	氏 名	出欠席	議 席	氏 名	出欠席
1	野 元 三 夫	出 席	8	古 越 弘	出 席
2	小 井 土 哲 雄	出 席	9	武 井 武	出 席
3	仁 科 英 一	出 席	1 0	笹 沢 武	出 席
4	茂 木 勲	出 席	1 1	市 村 千 恵 子	出 席
5	池 田 健 一 郎	出 席	1 2	朝 倉 謙 一	出 席
6	東 口 重 信	出 席	1 3	内 堀 恵 人	出 席
7	古 越 日 里	出 席	1 4	柳 澤 治	出 席

会議録署名議員	12番 朝倉謙一
	1番 野元三夫

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	荻原謙一
係 長	古越光弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂木祐司	副町長	中山悟
教 育 長	高山佐喜男	会計管理者	古越敏男
総務課長	荻原眞一	企画財政課長	内堀豊彦
税務課長	清水成信	教育次長	荻原正
町民課長	尾台清注	保健福祉課長	土屋和明
産業経済課長	武者建一郎	建設課長	笠井吉一
消防課長	重田勝彦		
議 事 日 程	別紙		
議長 の 諸 報 告	別紙		
会 議 事 件	別紙		
会 議 の 経 過	別紙		

第 2 回定例会会議録

平成 22 年 6 月 4 日（金）

開 会 午前 10 時 00 分

―― 日程第 1 開会宣言 ――

○議長（柳澤 治君） 皆さん、おはようございます。

これより、平成 22 年第 2 回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 14 名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

―― 諸般の報告 ――

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

荻原謙一議会事務局長。

（議会事務局長 荻原謙一君 登壇）

○議会事務局長（荻原謙一君） 書類番号 1 をご覧いただきたいと思います。

諸般の報告

平成 22 年 6 月 4 日

1. 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案 22 件、報告 2 件が提出されてい
ます。

2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3. 本定例会に別紙配付した陳情文書表のとおり、陳情 1 件が提出され、受理し
ました。

4. 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。

5. 本定例会における一般質問通告者は、古越日里議員他 7 名であります。

6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは監査委員からの定例監査、例月出納検査報告書でございますの
で、後ほどご覧をいただきたいと思います。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折りに報告させていただきますので、この場においては省略させていただきます。以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第２ 会期決定―――

○議長（柳澤 治君） 日程第２ 会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

朝倉謙一議会運営委員長。

（議会運営委員長 朝倉謙一君 登壇）

○議会運営委員長（朝倉謙一君） あらためまして、おはようございます。

それでは報告をいたします。

去る５月２８日、午前１０時より、議会運営委員会を開催し、平成２２年第２回御代田町議会定例会に提出予定の議案、陳情、一般質問等について、審議日程等を検討したので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、専決１３件、事件案１件、条例案３件、予算案５件、報告２件の計２４件であります。

３月定例会以降提出されました陳情は１件で、受理と決定いたしました。

会期は本日より６月１４日までの１１日間とすることに決定をいたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号１、最後のページをお出してください。

平成２２年第２回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

日時・月日・曜日・開議時刻・内容

第 1 日目	6 月 4 日	金曜日	午前 10 時	開会
				会期の決定
				諸般の報告
				会議録署名議員の指名
				町長招集のあいさつ
				議案上程
				議案に対する質疑
				議案の委員会付託

第 2 日目	6 月 5 日	土曜日		議案調査
第 3 日目	6 月 6 日	日曜日		議案調査
第 4 日目	6 月 7 日	月曜日	午前 10 時	一般質問
第 5 日目	6 月 8 日	火曜日	午前 10 時	一般質問
第 6 日目	6 月 9 日	水曜日	午前 10 時	常任委員会
第 7 日目	6 月 10 日	木曜日	午前 10 時	常任委員会
第 8 日目	6 月 11 日	金曜日	午前 10 時	全員協議会
第 9 日目	6 月 12 日	土曜日		休会
第 10 日目	6 月 13 日	日曜日		休会
第 11 日目	6 月 14 日	月曜日	午前 10 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

次に、常任委員会の開催日程を発表いたします。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

6 月 9 日	水曜日	午前 10 時	大会議室
6 月 10 日	木曜日	午前 10 時	大会議室

町民建設経済常任委員会

6 月 9 日	水曜日	午前 10 時	議場
6 月 10 日	木曜日	午前 10 時	議場

全員協議会開催日程

6 月 11 日	金曜日	午前 10 時	大会議室
----------	-----	---------	------

以上で報告を終わります。

○議長（柳澤 治君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 6 月 14 日までの 11 日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より 6 月 14 日までの 11 日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（柳澤 治君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において

12番 朝倉謙一議員

1番 野元三夫議員

を指名いたします。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（柳澤 治君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆さまには、時節柄公私とも大変ご多用の中にもかかわらず、平成22年第2回議会定例会にご参集を賜り、議会が開会できますことに、心より御礼を申し上げます。

鳩山首相の退陣という事態を受けて、本日、新しい内閣が発足する予定です。国民の多くが民主党による政権交代によって、これまでの自民党政権と大きく転換するものと期待をしていましたが、残念ながら、その期待はことごとく裏切られ、国民の大きな批判のもとで退陣に追い込まれる結果となりました。

参議院選挙も目前であり、真に国民のための安定した政治の実現と日本の政治の希望ある未来が1日も早く開かれることを望むものです。

昨年日本経済は、世界同時不況に端を発した景気の後退から脱し切れず、中小企業を取り巻く経済状況は、閉塞感が尾を引き、円高、株安により経済活動は収縮し、雇用不安や個人消費の低迷により、デフレスパイラルが懸念される見通しの立たない厳しい1年となりました。

総務省の4月の完全失業率は5.1%で、3月比で0.1ポイント上昇し、2カ月連続の悪化でした。リストラなどを理由とする失業者は減少しているようですが、引き続き、企業の求人の動きが弱く、雇用の受け皿が狭い状況になっています。

県内の今年4月の求人倍率は、3月と比較して0.02ポイント上昇し、0.55倍と上昇しました。新規求人数は、輸出が好調な製造業が、前年同月比63.5%増えましたが、卸売業や小売業は4.4%減り、宿泊業、飲食サービス業は前年並

みで、内需関連業種が低調でした。東信地区の求人倍率は0.45倍と県内で最低でした。

平成21年度に町が町内業者に対する経済対策として実施した事業の実績は、1つとして、県の制度資金を利用した中小企業に対する信用保証料の2分の1補助については38件で、補助金額450万円ほどでした。

2つ目として、県の制度資金と日本政策金融公庫の経営改善貸付資金の運転資金を対象に、借入額の1,000万円を限度として、1%の利子補給を3年間実施する支援事業につきましては、景気の動向が不透明なため、補助対象期間を23年3月31日まで延長しました。

実績につきましては、平成20年度借入分が41件、融資額3億9,800万円、利子補給額258万円でした。平成21年度借入分は37件、融資額2億6,290万円で、利子補給額は85万円ほどとなりました。

合わせまして78件、融資額6億6,100万円で、利子補給額は343万円ほどとなり、中小零細業者に対する経済的支援ができたものと考えております。

3つ目として、町内中小企業が工場、店舗、設備を新設、増設した場合の固定資産税の一部を3年間補助する商工振興補助金につきましては13件、補助額343万円ほどとなりました。

平成22年度の新事業で、町内の中小個人事業者が、平成22年3月から4月中に離職者や新卒者を採用し、1年間雇用した場合に、雇用した事業主に対して、1人当たり30万円を助成する制度を設けましたが、5月末現在で問い合わせは数件ありましたが、申請事業所はありませんでした。

次に、税収の面からの影響ですが、派遣労働者リストラなどの非自発的失業の理由で職を失った方が大勢おり、町民税などに影響が出ております。

町税の21年度決算見通し、4月末現在で主なものを見てみますと、町民税は、平成20年中の所得に対する課税であり、大幅な落ち込みはありませんでしたが、解雇等による収入減、再就職できないなど、納税は厳しい方が多い状況にあります。結果的には、前年比1,800万円ほどの増収で、約6億6,500万円の見込みです。

法人税は、大手企業の業績悪化により、約2億円の大規模な減少で、7,500万円ほどの見込みです。固定資産税、都市計画税は、税収全体の6割を占めている安

定した税であり、工場、店舗等の大きな家屋の新築等ありましたが、償却資産の設備投資抑制などにより、全体では前年比2,000万円ほど減の約13億7,000万円の見込みです。

町税全体では、4月末現在で約22億2,000万円の決算見込みです。20年度決算額と比べて2億3,000万円ほどの減少ですが、法人税が2億円の減ですから、それを除けば3,000万円ほどの減額に抑えることができました。

厳しい経済情勢のもとで、大幅な税収の減少が予想されていましたが、そうした中でも収納率向上に向けた地道な作業を徹底してきた結果だと考えております。

国保税についても、リストラ等による退職者の国保加入は増加しています。自営業者、高齢者、会社を退職された方、パート社員など、不安定な雇用形態で負担能力の弱い方が多く加入しており、納税も非常に厳しい状況にありますが、21年度決算見込み4月末現在は大幅な落ち込みはなく、約3億9,100万円で、前年比1.5%減の見通しです。21年中の所得に対する確定申告で、佐久税務署管内の取扱件数は、ほぼ前年と同じぐらいのことですが、納税額は、前年比75%と大幅な減額とのことでした。

町としましては、引き続き、収税努力を強めてまいり所存であります。

次に、この間の異常気象とも言える低温による野菜などへの影響についてですが、今年は野菜の定植が始まったころより低温が続き、さらに遅霜や4月17日には大雪に見舞われ、生育の遅れや不良となり、その結果、出荷が遅れて、5月までの出荷状況は、販売数量で対前年比57%となっております。

早期出荷用の覆いをかけた作物は、出荷量も少なく、高値で販売されましたが、路地ものは低温により玉伸びも悪く、不ぞろいのため、出荷数量が伸びない状況です。今後、天候が回復してきますと、産地間の競合が懸念される場所です。

また、水稲についても、田植え後の低温により生育が遅れており、今後の影響が心配される場所です。町では、JAや普及センターと協力し、低温時の作物管理等の指導、広報を行い、注意を呼びかけてまいりました。今後の気象状況の急激な変化もあると考えられますので、関係機関のJAや普及センターと連携をとり、品質低下を最小限にとどめるよう、早期に対応してまいります。

宮崎県で発生した口蹄疫は、現在も感染が拡大しており、大きな問題となっております。まだ他県での発生は確認されておりませんが、酪農農家にとっては大きな

痛手となることから、その防除対策については、早急に対応する必要があると考え、町では、畜舎消毒用の消石灰と関係者以外立入禁止の看板を畜産農家に配布をしたところであります。

次に、昨年度に問題が発覚した下水道使用料に対する賦課徴収業務のうへで発生した実務上の誤りにつきましては、関係者の皆さまに多大なご迷惑をおかけし、大変申しわけありませんでした。心よりおわびを申し上げます。今回は、その後の対応と責任の所在について、最終的な結論を報告させていただきます。

本件につきましては、平成13年度から20年度の中で実務上のミスによって、下水道使用料の一部に請求漏れが発覚したことから、担当課では、加入者すべての再調査を実施したところ、全部で53件、総額1,015万円の請求漏れが明らかになりました。

この問題の解決にあたって、当初、私の判断ミスがあり、関係者の皆さまに混乱を与えてしまいましたが、その後の協議の中で、誤った判断については正して、請求漏れのうちの5年以内については、地方自治法の定めにより徴収するという方針に基づいて、解決にあたりました。

こうした一連の経過の責任を痛感し、私と副町長がそれぞれ担当職員とともにすべての世帯を基本的には訪問して、謝罪と説明をし、下水道使用料を納めていただくよう丁寧をお願いをして、ご理解を得て納付をしていただいておりますので、最終的には正しい方針で問題の解決を進めることができました。

さらに、こうした誤りが発生した原因についても解明し、再発防止のためのチェック体制の再点検と改善を行うとともに、21年度のすべての賦課徴収業務の再チェックを行って、他の業務に同じような誤りがないか、点検作業を行いました。

もう1つの問題として、理事者の判断ミスをいかに防ぐのかという課題につきましては、それぞれの課や係の中で抱えている重要事項、懸案事項、相談が必要な事項について、伺いの文書を回す前に事前に理事者が説明を受けて、担当課長などとともに集団的に協議をして、方向性を出す目的で、毎週月曜日と木曜日の朝に理事者会を開催することにしました。これは4月15日から始めました。

今回発生した問題につきましては、きわめて重大な誤りであると認識をしておりますし、今後の再発防止に全力を挙げてまいります。

最後に、残された課題として、この問題に対する理事者の責任が決着しております

せん。もっと早くに決めなければいけないところですが、だいぶ時間が経過してしまい、この点では大変申しわけありません。

結論としましては、町長が減給20%の1カ月、副町長が減給10%の1カ月という内容で処分を決定しました。本定例会の最終日に追加議案としてご提案させていただくこととさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会に提案させていただいております案件は、専決処分事項13件、事件案1件、条例改正案3件、補正予算案5件、報告事項2件の計24件です。

専決処分事項の条例改正は、この3月31日に公布、施行されました地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則等の一部改正に伴い、御代田町町税条例及び御代田町国民健康保険税条例の一部改正を行ったものです。

御代田町町税条例の一部改正は、子ども手当の創設、高校授業料実質無料化に伴う個人住民税の扶養控除の廃止、また、たばこ税の税率引き上げ、生命保険料控除の改組による介護医療保険料控除2万円の追加等です。

御代田町国民健康保険税条例の一部改正は、医療分、基礎課税額の課税限度額3万円の引き上げ、後期高齢者支援金等、課税額にかかる課税限度額の1万円引き上げ及びリストラ等により退職を余儀なくされ国保に加入した方に対し、所得割計算を前年所得額の30%相当額で算定し、税額を減額することとしたものです。

他の専決処分事項11件は、平成21年度一般会計及び10件の特別会計補正予算の専決です。歳入につきましては、町税、地方交付税、国・県補助金等の額の確定。歳出におきましては、事業完了によります事業費の確定に伴う補正であり、専決処分させていただきました。

事件案につきましては、御代田中学校建設に伴う平成21年度御代田町共同調理場建設工事請負契約の締結について、議会の議決をお願いするものです。

条例案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う御代田町関連条例2件の一部改正と一般職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴う職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正をお願いするものです。

まず、1件目は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正ですが、早出遅出勤務に関する育児時間の改正と育児に関する時間外勤務の制限の新設をするものです。

2 件目の職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、配偶者の状況に応じた育児休業等を行うことができる職員の改正。産後パパ育休の新設、再度の育児休業を行うことができる特別の事情の改正及び育児休業等の承認の取消事由の改正をするものです。

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正につきましては、1 カ月に 60 時間を超える超過勤務を行った職員に対して、組合活動のための休暇に超勤代休時間を指定できるものとする改正をするものです。

平成 22 年度一般会計補正予算の概要ですが、今回、5 億 3, 173 万円の減額補正をお願いしております。これは、3 月の第 1 回定例会でもご説明申し上げましたとおり、当初、平成 22 年度当初予算で計画し、予算計上してまいりました共同調理場建設事業を急遽平成 21 年度の補正予算で対応することとしたため、5 億 8, 799 万円という大きな減額予算を計上したことによるものです。

このほか、人事異動によります職員人件費と新規事業としまして、総務費では、豊昇地区における地上デジタル放送難視聴地域の簡易共聴施設整備補助金 160 万円、農林水産業費では、農業経営基盤強化推進事業としまして、新規就農者への農機具整備事業補助金 475 万円などの増額補正をお願いをしております。

また、特別会計の補正予算では、国民健康保険事業勘定特別会計で、高額医療費の保険給付費、介護納付金の増額及び後期高齢者支援金、納付金の減額補正。

介護保険事業勘定特別会計補正予算では、高額医療合算サービス費の増額補正。

小沼地区簡易水道事業特別会計では、人事異動による職員人件費の減額及び遠方監視システム用プリンタの増額補正。

公共下水道特別会計では、開発行為に伴う管路敷設工事の増額補正をそれぞれお願いするものです。

報告事項につきましては、平成 21 年度御代田町土地開発公社の事業報告と平成 21 年度御代田町一般会計繰越明許費計算書の報告です。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議をいただき、原案どおりのご採択を賜りますようお願い申し上げます。第 2 回御代田町議会定例会招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） これより、議案を上程いたします。

――日程第5 議案第37号 専決処分事項の報告について――

○議長（柳澤 治君） 日程第5 議案第37号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清水成信税務課長。

（税務課長 清水成信君 登壇）

○税務課長（清水成信君） おはようございます。

それでは議案書の3ページをお願いいたします。

議案第37号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成22年6月4日提出

御代田町長

次のページ。

専第2号 専決処分書であります。御代田町町税条例の一部を改正する条例について、平成22年3月31日、日付で専決処分をさせていただいたところです。

この改正概要につきましては、3月の議会定例会の全員協議会でご説明をさせていただいたところでもありますが、22年度の税制改正については、長引く景気の低迷など、社会経済情勢及び財政状況等を踏まえ、個人住民税の扶養控除の見直し、地方たばこ税の税率の引き上げ、税負担軽減措置等、整理合理化をすると、そういった観点で改正がされてきたところです。

それで、御代田町町税条例に係る主な概要、改正概要であります。先ほど町長招集あいさつでも申し上げてございますが、1点目は、個人住民税における扶養控除の見直しと。これは、子ども手当あるいは高校の授業料実質無料化に伴う部分でありまして、16歳未満の扶養親族にかかわる扶養控除の廃止、現行33万円、それが廃止されると。それから、16歳から19歳未満の特定扶養親族の扶養控除の上乗せ部分、12万円でありまして、それを廃止をして、33万円とすると。

それから、ただし、19歳から23歳までの特定扶養、現行45万円でありまして、それと23歳から70歳未満の扶養控除33万円については、現行どおりとす

るというものでございます。

それから2点目は、たばこ税の税率の引き上げということで、これは国民の健康の観点あるいはたばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく必要があるという観点から、改正がされるところです。

平成22年10月1日より税率を引き上げるというものでありまして、国と地方への税の配分、この率については、国が1、地方も1というような形での率は維持をして、町のたばこ税の分については、1,000本当たりで現行3,298円から4,618円に、1,320円引き上げがされるということでありまして。

国と地方の分を併せて、1本当たりにしますと3.5円の値上がりとなります。小売価格では、新聞報道等もされておりますが、110円から140円ぐらいの範囲での値上げが想定されているところでございます。

それから3点目でありまして、生命保険料の控除の改正ということで、所得税、町民税における生命保険料控除、現行一般保険料と、それから個人年金保険料という2段階での控除があるわけですが、そこに新たに介護医療保険料控除ということで、2万円という額ですけれども、それが追加されるということで、3本立てになりまして、適用の限度額も、それぞれ7万円というような形で変更がされます。

この改正の適用については、所得税が平成24年分の以降から、それから町民税については平成25年以降から適用されるというようなことでございます。

地方税法の改正に伴うところの町税条例に影響する部分は、概要については以上でございます。

では議案書の次のページ、5ページをお願いいたします。

御代田町町税条例の一部を改正する条例ということで、それぞれ改正条文により、主な改正点について、説明をさせていただきたいと思っております。

なお、お手元に配付されております資料ナンバー1、新旧対照表については、後ほど、またご覧をいただければと思っております。

では、条文、まず第19条、この関係、それから数行下の第31条、この関係です。これにつきましては、納期限後に納付し、または納入する税金、または納入金に係る延滞金及び均等割の税率についてというような関係になるのですけれども、これは法改正に伴うところの項ずれであります。

それからその下、36条の3の次に次の2条を加えるということで、36条の3

の2、これについては、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書の関係でありまして、年少扶養控除廃止により、所得税では年少扶養親族情報を収集しないこととなったため、扶養親族の情報収集に関する根拠、あるいは申告書の内容等を条例に定めるということで、規定をされたものでございます。

それから次のページ、上から7～8行目になりますか、第36条の3の3、これについては、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の関係でありまして、前条、前の条文と同様に内容を規定したものでございます。

続いて7ページをお願いいたします。

3行目でございますが、第44条第2項中から、引き続いてその第3項の次に次の1項を加えるというような条文でありますけれども、第2項については、法改正に伴うところの字句の改正、それから第3項の次に次の1項を加えるということで、第4項でありますけれども、これは、65歳未満の者の公的年金等、所得に係る所得割の徴収方法の見直しに伴う改正部分を加えるというものでございます。

それからその下、数行下ですが、第45条第1項中とありますが、これは、ここから、それから48条第1項から第6項、それから10行ほど下になりますか、第50条第2項あるいは第3項、この辺については、地方税法の改正に伴うところの項ずれ、あるいは削除等を規定したものです。

それから下のほうになりますか、第54条第6項と『、地方開発事業団』を削るとありますが、これは、地方自治法の一部改正が行われる中で、地方開発事業団を納税義務者から削るというものでございます。

その下、第95条中『3, 298円』を『4, 618円』に改めるということで、これは先ほども申し上げましたが、たばこ税の税率を引き上げるという改正の内容でございます。

それから、この下からは条例の附則になるわけですが、附則の第15条、これを削り、附則第15条の2を附則第15条とするということであります。

それからその下、附則の第16条の2第1項中『1, 564円』を『2, 190円』に改めると。これは、たばこ税の税率の関係で旧3級品のたばこについて、税率を引き上げるとい、引き上げ額が626円ほどになりますが、その関係でございます。

それからその下、附則第19条の3を次のように改めるとい、この関係

は、非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設をし、計算方法等を定める、そういった内容になっております。

それから、飛びますが8ページの中段のところですが、附則第19条の9第1項中、それからその下のほうにあります、19条の10、この関係は、租税条約の実施に伴うところの所得税法、法人税法及び地方税法、それから地方税法の特例に関する法律の一部改正に伴うところの字句の改正を加えるという内容でございます。

それから下のほうであります、附則の第29条中ということで、第2項、第13項等々ありますが、これは、都市計画税の関係になるのですけれども、地方税法の改正に伴う附則の項ずれ等でございます。

一番下、附則、施行期日とありますが、次のページになりますけれども、これは今回のこの条例改正の附則でございます、施行期日、経過措置を定めるものであります。第1条で、この条例は平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行すると。以下、第1号から第5号まではそれぞれ定める日から施行するというものでございます。

なお、第5号中、地方自治法の一部改正法律の中の括弧書きの中で、第何号の号が空欄になっておりますけれども、これは、地方自治法の成立がまだされていないという中で、号数はまた後ほどこちらのほうで入れさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それからその下、第2条からですけれども、第2条については、町民税に関する経過措置、それから10ページの中ほど、第3条は、固定資産税関係についての経過措置、その下、第4条については、町たばこ税の関係の経過措置。

それから、飛びますが次のページ、第11ページの一番下のほうになります第5条ですが、これは、都市計画税関係の新条例について、それぞれ内容は省略させていただきますが、定める日及び平成22年度以降について適用をしていくということで、平成21年度までについては、なお従前の例によることの経過措置ということでございます。

雑駁な説明ではありますが、以上、専決処分をさせていただいた御代田町町税条例の一部改正の内容を説明させていただきました。ご承認いただけますよう、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第37号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、多数であります。

よって、議案第37号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第6 議案第38号 専決処分事項の報告について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第6 議案第38号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) それでは議案書の12ページをお願いいたします。

議案第38号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成22年6月4日 提出

御代田町長

次のページをお願いいたします。

専決処分書でございます。御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例につ

いてでございます。

さっきの町長の招集あいさつにもございましたけれども、今回の改正は、平成22年度の税制改正に伴うものでございまして、主な内容といたしましては、1点目、課税限度額を医療分で3万円、後期高齢者支援金分で1万円をそれぞれ引き上げ、それぞれ50万円、13万円とするもので、合計で限度額63万円という形になります。

2点目といたしまして、リストラ等により国保への加入をしてこられる方、非自発的失業者という言い方をするようですが、この方々を支援するために、前年度所得額を100分の30として税額を計算するという2点でございます。

資料番号2の新旧対照表でご説明をさせていただきますので、そちらをご覧くださいと存じます。

第2条でございますが、第2条の2、それから3につきましては、それぞれの限度額を『47万円』から3万円引き上げて『50万円』とするということで、アンダーラインの部分が変わってきてございますので、新旧を見比べていただきたいと思います。

第3条では、後期高齢者支援金の関係でございますが、『12万円』が1万円上がって『13万円』ということになります。

次のページも同じ状況の変更でございます。

(1)でございますが、これにつきましては、『第703条の5の第1項』というのが、町税法改正の関係で法『第703条の5』という条項になってきております。それからその次の欄で、『法第314条の2の2項に掲げる金額』、これは住民税の基礎控除の額のことだそうでございまして、これを『33万円』という数字で表記をする状況に変わったものでございます。

(2)、(3)につきましては、同様でございます。

次のページでございます。

これは、新たに設けられた課税の特例の関係でございますが、先ほど申し上げました非自発的失業者、特例対象被保険者等というような言い方をするようでございますが、これに関する内容が記載されてございまして、100分の30に相当する金額によるものとするという記載がございまして、所得金額を、前年度の所得金額を100分の30で税額計算を行うという状況でございます。

その次のページでは、納税義務者は、その旨を申し、申告書を町長に出さなければいけない。事実を証する書類を提示しなければならないという状況が定められてございます。

附則の中ですけれども、次のページの第7でございますが、『世帯主又はその世帯の』というくだりが『に』に見直しをされております。これは字句の訂正であります。

それから、13のほうでございますが、これにつきましては、さっきの税務課長の説明にもございましたが、『租税条約』だったものが『租税条約等』というふうに名称が変更になったことに伴う改正でございます。

次のページもずっとそういう状況でございますね。

新旧対照表、後ほどまた詳しくご覧いただきたいと思っておりますけれども、雑駁なご説明でございますが、以上でございます。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○9番（武井 武君） 議席番号9番、武井でございます。

国民健康保険税条例の専決処分の関係でございますけれども、町長、町税条例もそうでございますけれども、町長、公約の中で、国民健康保険税を1世帯1万円減額をいたします。これは22年度の税条例の、保険税条例の改正でございますから、当然のことながら、これ条例改正なり何なりをしておかなければ、1万円減額ができないと思うわけでございます。それと町税条例もそうじゃないですか。

これは蛇足で聞いていただければいいですけれども、町長は、公約のとき、選挙に出るときに、土屋町長は、固定資産税をこんなに上げた、町民税をこんなに上げた、こんなに税金を上げましたと書いてあるのです。ですけれども、この町税条例しかり何しかり、町独自で減額、あるいは減免、あるいは削減をする気持ちの条例は1つもないです。特に国保1万円、公約に掲げた1万円の減額の税条例はいつ出すつもりか、お聞かせください。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長（茂木祐司君） 国保税の問題につきましては、この間、ずっとご質問をいただいて、お答えしております。

私としては、この3年間、国保税というものを公約どおり引き下げることをごのようにしたら引き下げることが可能なのかということで、いろんな協議をしてきました。

この国保税というものが、なぜですね、いま全国的に逼迫している状況ですけども、これは主には国が国庫補助金を大幅に、つまり国の支出を減らしたことによりまして、その減らした分が加入者にその負担が上乘せされるということから、全国的に国保税というものが非常に高い状況になっております。

この問題の、この7年、例えば7、8年というのを見てみても、この間、医療費の伸びというのが、非常に異常な伸びを示している。たしか私の記憶ですけども、7年間に年間でいま3億円の医療費が増えているという状況にあります。年間3億円という比較ですけども、こうした異常な伸びを示している中で、国保会計、また、この医療費の伸びというものがおさまるとい状況ではなくて、さらに増えるような状況にもなっております。こうしたもとで、これが一番は国保会計を圧迫しているという状況です。

現在の状況では、町の国保会計はかなり厳しい状況にあります。これまでお答えしてきましたとおり、残念ながら私が公約した引き下げということについては、実現、いする可能性はかなり低いと思われま。ただですね、その中で、一般質問でもお答えしましたとおり、現状ではいま値上げをしない、値上げをさせないという、そういう点のいま努力のほうに変わってきております。そんな点で、いまですね、国保全体について、どのようにしたらさらに継続可能なものにしていけるのかということについて協議をしておりますので、次の議会ぐらいにはその対策について報告ができるかと、このように思っております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） 町長、おかしいんすよ。検討じゃないですよ、町長。同和予算を4,000万円削りました。その財源はあるんですよ。それを2,000万円なり、2,500万円を国保1世帯1万円減額しますって書いてある。検討する余地は1つもないでしょう。財源がない、医療費が上がった、何が上がったじゃないですよ。

町長は、同和予算を削って、4,000万円削って、そのうち2,500万円を国保税の減額をいたしますってはっきり申したんです。財源がある、財源がないじゃないんです。検討する、検討しないじゃないですよ。ねえ、保育料だってそうでしょう、町長。ねえ、町長。自分の給料を削ったやつを保育料の減免しますって減免しないで、3歳児だけに手当をします。それもおかしいでしょう。

でも、まあ、それは良としました。ですけども、国保、この条例改正は、財源がないじゃないんです。町長は財源がありますと書いたんですよ。だから、なんでこの、もう最終年度なんです、22年度が町長の任期の。もう終わりなんです。ですから、いつこの条例改正を出してくれるか、もう一度、明快なご答弁をお願いします。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） いずれにしましても、平成22年度ということでは実施できないという内容になっております。したがって、私の任期がもう来年の2月ということですから、新年度予算でどうするかということとは言えませんが、その方向については、おおむね次の議会の中で、その対応については報告できるかなど、このように思っておりますので、そんなふうをお願いしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） 町長ね、臨時議会も開けるでしょう。町長、専決もできるんですよ、こういうふうに。何で次の議会まで、それじゃ新しい年度になる。無責任も甚だしく思いませんか。

民主党以上に町長は、自分の公約を全然実行しない。確かに実行したのもありますよ。ありますけれども、大きなこの国保税、しかも、具体的に、具体的に1万円を削減します。あれだけ書いたものを何で責任を持って、きちんと専決なり、あるいは臨時議会なり開いて、早いうちに条例改正できないのですか、お答えください。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 民主党と一緒にされるのは、大変、これは。

（「自分で言ったよ、さっき」と呼ぶ者あり）

はい、例としては、全然違うと思います。この点については、この間の議論でも、私としては、この国保税を下げるためにどのようにできるかということ、この3年間、いろんな形で、いろんな状況の推移も見ながらやってまいりました。

いずれにしても、この問題の結論については、次の議会には検討内容について報告できるかと思っておりますので、その結果を見て、またご判断いただきたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 武井議員に申し上げます。本案に関する質疑は、3回を超えますので、まとめてください。

○9番（武井 武君） 確かにもう3回終わりました。そのとおりでございますので、近い将来、近い将来すぐにでも、あるいは本定例会会期で追加議案でもかまいませんので、1万円改正の国保条例が提出されることを強く申し上げまして、終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかに質問のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、議案第38号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第7 議案第39号 専決処分事項の報告について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第7 議案第39号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは議案書の16ページをお願いいたします。

議案第 39 号 専決処分事項の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

この専決処分の内容でございますけれども、平成 21 年度の御代田町一般会計補正予算（第 9 号）についてであります。

専決の主な理由ですけれども、歳入につきましては、各種補助金、税、交付金、地方交付税等の確定によるものでございます。歳出につきましては、補助金の確定や事業の確定による全体を調整したものでございます。

それでは次のページをお願いいたします。

専第 4 号 専決処分書ということでございまして、平成 22 年 3 月 31 日に専決をさせていただきました。平成 21 年度御代田町一般会計補正予算（第 9 号）でございます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 21 年度の御代田町の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ 9,547 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 75 億 4,718 万 3,000 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の変更は、第 2 表地方債補正による。

それでは資料番号 3 をお願いをしたいと思います。内容につきましては、資料番号 3 でご説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

平成 21 年度一般会計補正予算（第 9 号）でございます。

款 1、町税。項 1、町民税から 7 の入湯税までということございまして、税額の確定によるものでございます。特に項 4 の町たばこ税ですけれども、712 万円の減ということございまして、これにつきましては、たばこの本数の減というものでございます。

続きまして款2の地方譲与税。それから款6の地方消費税。それから款7のゴルフ場利用税交付金。それから款8の自動車取得税交付金でございます。これらにつきましても、譲与税、それから交付金等の確定によるものでございます。

減になっているものとしたしましては、款8の自動車取得税交付金で、265万円の減ということで、自動車の販売等の減による落ち込みでございます。

続きまして款10、地方交付税でございます。まず補正額ですけれども、7,057万円ということでございまして、当初予算で5,000万円見ております。それで額が確定したということで、特別交付税が7,057万円の増になったということで、今回補正をさせていただきました。

款12、分担金及び負担金。項1、負担金です。121万4,000円の増額の補正でございます。主な内容としたしまして、草越地区の畑総事業負担金で、153万1,000円でございます。

款13、使用料及び手数料。項1、使用料。補正額で529万7,000円の減というものでございまして、主な内容としたしまして、保育園の使用料で620万5,000円の減ということでございまして、所得等の階層が下がったと、不況等によりまして、それらが主な多くの理由というものでございます。

次の2ページをお願いいたします。

款14、国庫支出金。項1、国庫負担金。補正額で225万円の減額でございます。主なもので、保育所運営費の負担金255万2,000円の減でございます。

続きまして項2、国庫補助金。補正額で578万4,000円の増額でございます。主なものとしたしまして、地域活性化きめ細かな交付金で1,119万円の増ということでございまして、交付金、当初ご説明した金額に、今回追加分ということで、1,119万円が追加になったという内容のものでございます。

款15、県支出金。項1、県負担金。補正額で1,295万5,000円の減でございます。主なもので、保険基盤安定負担金1,030万2,000円の減額でございます。内容的には、補助金の確定によるものでございます。

項2の県補助金。302万9,000円の減額でございます。主な内容としたしまして、妊婦・乳児健診の補助金178万円の減でございます。

項3、委託金。補正額で166万3,000円の増ということで、県民税の徴収事務の委託金が増額となっております。

款 16、財産収入。項 1、財産運用収入。補正額で 271 万 2,000 円の増額でございます。主な内容ですけれども、財政調整基金、それから中学校の建替基金等の基金の利子の増額でございます。

款 18、繰入金。項 1、特別会計繰入金。473 万 4,000 円の増額の補正でございます。これにつきましては、老人保健医療特別会計繰入金 473 万 4,000 円の増ということで、過年度分のものについての精算がされたということで、老人保健会計のほうから一般会計のほうに繰り入れがされたという内容のものでございます。

続きまして 20 の諸収入。項 1、延滞金及び加算金。補正額で 230 万円の増額でございます。これは町税の延滞金でございます。徴収率のアップ等、徴収努力によりまして、延滞金等も増えているという内容のものでございます。

項 4、雑入。補正額 89 万円でございます。89 万円の増額でございます。労働保険料の精算の返還金 135 万 6,000 円が主な内容でございます。

21 の町債。補正額で 910 万円の増でございます。これにつきましては、まちづくり交付金の事業債ということで、この増額となっております。

これで、補正額といたしまして、9,547 万 5,000 円の増額の補正でございます。

続きまして 3 ページをお願いをいたします。歳出でございます。

款 2、総務費。項 1、総務管理費。補正額でございます。633 万 3,000 円の減額の補正でございます。大きなものとして、一般職員の人件費ということで、326 万 1,000 円の減額の補正でございます。

続きまして 款 3 の民生費。項 1 の社会福祉費。3,986 万 2,000 円の減額の補正でございます。主なもので、国保特別会計繰出金が 1,398 万 7,000 円の減額の補正でございます。

項 2、児童福祉費。補正額で 1,143 万 2,000 円の減額でございます。主なものとして、広域入所の保育料 338 万 4,000 円の減額でございます。

続きまして 款 4、衛生費。項 1、保健衛生費。補正額で 407 万 7,000 円の減額の補正でございます。主なもので、新型インフルエンザの接種で 179 万 3,000 円の減額の補正でございます。

款 6、農林水産業費。項 3、農地費。補正額で 5 2 0 万 6, 0 0 0 円の減額の補正でございます。主なものといたしまして、農道用の農道用水維持補修工事で 3 1 0 万円の減というものでございまして、きめ細かな交付金等、交付金事業に、いわゆるいままで一般財源で行ってございました事業等を充てたということの中で減額の補正をさせていただいております。

項 1、商工費。補正額で 6 3 4 万 5, 0 0 0 円の減額の補正でございます。主なものといたしまして、中小企業の保証料の負担金 3 4 9 万 6, 0 0 0 円と経済対策で実施したものにつきまして、見込みより少なかったということで、減額の補正をさせていただいております。

款 8、土木費。項 1、土木管理費。補正額 2 6 7 万 9, 0 0 0 円の減額の補正でございます。県道改良負担金で 3 0 0 万円の減でございます。これにつきましては、町の負担分がなかったということで、減額の補正をさせていただいております。

項 2、道路橋梁費。1, 3 3 5 万 4, 0 0 0 円の減額の補正でございます。まちづくり交付金事業で 1, 1 5 6 万 4, 0 0 0 円の減額ということで、全体の事業の調整の結果、確定でございます。

4、都市計画費。補正額で 1, 9 3 7 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。下水道特別会計への繰出金で 1, 9 3 7 万 9, 0 0 0 円の減ということで、下水道特別会計で使用料、それから負担金等が見積もった予算よりも多かったということで、繰出金の減額ということになっております。

続きまして款の 9 の消防費。項 1 の消防費でございます。補正額で 1 9 8 万 6, 0 0 0 円の減額でございます。主なもので、消防車両等の修繕料、消防の消耗品ということで、それぞれのものの確定による減額の補正でございます。

次の 4 ページをお願いいたします。

款 1 0、教育費。項 2 の小学校費。補正額で 2 6 3 万 5, 0 0 0 円の減額の補正でございます。主なもので、校務用のパソコン 1 6 6 万円の減額の補正でございます。パソコンほか、それぞれ教育関係の交付金でいただいた事業ございますけれども、それらの入札等の差金によりまして、事業が確定したということで、減額の補正をしてあります。

項 3、中学校費。補正額 1 2 9 万 3, 0 0 0 円の減額の補正でございます。これにつきましても、校務用のパソコン等備品 1 8 9 万 3, 0 0 0 円の減。それから中

学校の建替基金の積立金が110万円の増というものでございます。

項4、社会教育費。補正額で330万4,000円の減額でございます。エコールの光熱水費、燃料等の減によるものでございます。

続きまして款12の公債費でございます。補正額で135万円の減ということで、利子分といたしまして135万円の減でございます。これは何で差が出たかということなんですけれども、21年度に借り入れた分につきましての利子が当初予算策定時には確定がしていなかったということで、その分についての差額が出たというものでございまして、これを減額をさせていただきました。

続きまして款14の予備費でございます。補正額で2億1,632万8,000円でございます。

ちなみに、予算です、予算合計で4億2,067万9,000円ということでございまして、実際に予備費の使用額が7,621万2,000円ございまして、ごく単純に引き算をやりますと、3億5,000万円ほどになるわけなんですけれども、これらのものにつきましては、今後、基金等の積み立て、自治法やそれから地方財政法に基づきまして、適正な処置を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

ということで、今回の補正ですけれども、歳入、歳出予算をいまの予備費で調整をさせていただきますして、全体の予算を組み立てさせていただきます。

それでは予算書の7ページに戻っていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

第2表の地方債補正でございます。変更、起債の目的、まちづくり交付金事業ということで、補正前の額で3億4,240万円、補正後の額で3億5,150万円ということでございます。起債の方法、それから利率、償還の方法等につきましては、以上でございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

（9番 武井 武君 登壇）

○ 9 番（武井 武君） 議席番号 9 番、武井でございます。

議運のときにもちょっとお聞きしたわけですがけれども、ちょっとまだ納得ができませんので、お聞きをしたいと思います。

予算補正、専決の補正予算書 16 ページに総務費国庫補助金、きめ細かな臨時交付金 1, 119 万円増額補正になっておりまして、歳出を見ますと、すべてきめ細かな交付金事業は、国庫から減額をし、全部一般財源で組みかえてあるわけなんです。議運のときには、それで、一般財源化しろということでございますからというお話を聞きましたけれども、なぜ、なぜこの国庫のきめ細かな臨時交付金を減額をし、一般財源化しなければならないのか、お聞かせください。

○議長（柳澤 治君） 内堀企画財政課長。

○企画財政課長（内堀豊彦君） お答えいたします。

武井議員のご指摘のとおりだとございます。我々もですね、受けているときはすべて国庫ということを受けて、特定財源ということを受けてまいりましたけれども、ここに来まして、国・県のほうからこれを一般財源化でしろということ、我々の中で、これで決算を打った後、決算を打ったというのは、決算ができた後、いわゆる地方財政状況調査、一般的に決算統計と言っていますけれども、そこでも一般財源扱いをするということございまして、これは、私たちの意志で行っているのではなくて、国・県等の指導によるものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○ 9 番（武井 武君） わかったか、わからんかわかりませんが、国のほうからの指示で、そういう国・県の指示でそういうふうにしると、一般財源化でいいよということでございますので、終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。大きい声で「なし」と言ってください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第39号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時13分)

(休憩)

(午前11時26分)

○議長(柳澤 治君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第8 議案第40号 専決処分事項の報告について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第8 議案第40号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) それでは議案書の18ページをお願いいたします。

議案第40号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

平成22年6月4日 提出

御代田町長

次のページをお願いいたします。

専第5号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので、専決処分する。

平成22年3月31日専決

平成21年度御代田町国民健康保険勘定特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

今回の補正につきましては、国・県支出金の、国・県支出金と各種交付金の確定による増減と国保税の歳入見込み額の減、基金繰入金の減によるものでございます。予算書の1ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ5,969万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ14億3,206万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

次のページ、歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入でございますが、款1、国民健康保険税。項1、同じでございます。既定額から1,083万1,000円を減額し、3億8,943万円とするものでございます。これは国保税の収入見込みによる減でございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫負担金。既定額から226万円を減額し、2億9,059万1,000円とするものでございます。

項2、国庫補助金。既定額に600万3,000円を加え、増額し、8,662万4,000円とするものでございまして、これはそれぞれ額の確定によるものでございます。

款4、療養給付費交付金。項1、同じ項目でございますが、既定額から1,054万8,000円を減額し、4,777万2,000円とするものでございます。これも額の確定によるものでございます。

款6、県支出金。項1、県負担金。既定額から79万円を減額し、717万9,000円とするものでございます。

項2、県補助金。既定額から1,658万4,000円を減額し、5,539万9,000円とするもので、これにつきましても、額の確定によるものでございま

す。

款 8、共同事業交付金。項 1、同じでございます。既定額から 1,025 万 3,000 円を減額し、1 億 5,426 万 6,000 円とするものでございまして、これも額の確定によるものでございます。

款 10、繰入金。項 1、他会計繰入金。既定額から 1,398 万 7,000 円を減額し、6,644 万 6,000 円とするものでございまして、一般会計でも出てまいりましたが、保険基盤安定繰入金の額の確定による減でございます。

款 12、諸収入。項 3、受託事業収入。既定額から 15 万円を減額し、25 万円とするものでございまして、特定健診の受託料、個人負担金の確定による減ということで、受診者が少なかったということであります。

項 4、雑入。既定額から 29 万 4,000 円を減額し、667 万 1,000 円とするものでございまして、第三者納付金の年度内の納付がなかったという状況での減額であります。

歳入合計が、既定額 14 億 9,175 万 8,000 円から 5,969 万 4,000 円を減額し、14 億 3,206 万 4,000 円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、総務費。項 1、総務管理費。既定額から 3 万 1,000 円を減額し、554 万 4,000 円とするものでございます。旅費、通行、有料道路通行料の不用減でございます。

項 3、運営協議会費。既定額から 14 万 4,000 円を減額するもので、当初 3 回を予定していた委員会が 1 回で済みしましたので、不用額を減額するものです。

款 2、保険給付費でございます。これは、この項目につきましては、すべて給付見込みによる減でございます。項 1、療養諸費。既定額から 1,120 万 9,000 円を減額し、7 億 8,997 万 7,000 円とするものです。

項 2、高額療養費。既定額から 352 万 6,000 円を減額し、9,546 万 1,000 円とするもの。

項 3、出産育児一時金。既定額から 588 万 3,000 円を減額し、742 万 2,000 円とするものであります。

項 4、葬祭諸費。既定額から 21 万円を減額し、59 万円とするものでございます。

款 3、後期高齢者支援金等。項 1、同じ項目でございます。既定額から 2 万 4, 0 0 0 円を減額し、1 億 9, 6 4 8 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。これも額の確定によるものであります。

款 4、前期高齢者納付金等。項 1、前期高齢者納付金。既定額から 3 万 9, 0 0 0 円を減額し、5 6 万円とするもので、これも額の確定によるものです。

款 7、共同事業拠出金。項 1、同じ項目でございます。既定額から 1 4 8 万 4, 0 0 0 円を減額し、1 億 6, 3 0 3 万 6, 0 0 0 円とするものでございまして、これも額の確定によるものでございます。

款 8、保健事業。項 1、特定健診等事業費。既定額から 2 8 6 万 3, 0 0 0 円を減額し、7 4 0 万 7, 0 0 0 円とするもので、これも額の確定です。

それから項 2、保健事業費。既定額から 5 6 万 4, 0 0 0 円を減額し、1, 2 0 2 万円とするものであります。これも額の確定でございます。

款 1 1、諸支出金。項 1、償還金及び還付加算金。既定額から 1 0 6 万 9, 0 0 0 円を減額し、1, 7 3 3 万 5, 0 0 0 円とするものでございまして、国庫返還金の確定によるものでございます。

款 1 2、予備費。項 1、予備費でございますが、既定額から 3, 2 6 4 万 8, 0 0 0 円を減額し、5, 3 3 3 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。こちらで調整をさせていただきます。

歳出合計が、既定額 1 4 億 9, 1 7 5 万 8, 0 0 0 円から 5, 9 6 9 万 4, 0 0 0 円を減額し、1 4 億 3, 2 0 6 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

よろしくご審議のほど、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第40号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第9 議案第41号 専決処分事項の報告について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第9 議案第41号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) それでは、議案書の20ページをお願いいたします。

議案第41号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成22年6月4日 提出

御代田町長

次のページをお願いいたします。

専第6号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので、専決処分する。

平成22年3月31日、専決をさせていただいております。

平成21年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算(第3号)について。

今回の補正は主に平成20年度分の国庫負担金額が確定いたしまして、増額になったことに伴うものでございまして、一般会計繰入金金の減と逆に一般会計へ繰入金金の増額でございます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成21年度御代田町の老人保健医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ351万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ580万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

次のページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。まず、歳入でございます。

款1、支払基金交付金。項1、同じでございます。既定額から46万5,000円を減額いたしまして、2万2,000円とするものです。交付決定に伴う減でございます。

款2、国庫支出金。項1、国庫負担金。既定額に535万7,000円を増額し、568万1,000円とするもので、これは平成20年度分の額の確定による増でございます。

款3、県支出金。項1、県負担金。既定額から7万7,000円を減額いたしまして、4,000円とするものでございまして、これは交付決定に伴う減でございます。

款4、繰入金。項1、一般会計繰入金。既定額を全額減額いたしまして、0とするものであります。

それから款6、諸収入。項1、延滞金及び加算金。それから雑入でございますが、これは項目どおりで実績がございませんでしたので、既定額全額を減額させていただいております。

歳入合計、既定額228万7,000円に対しまして、351万8,000円を増額し、580万5,000円とするものであります。

次に3ページ、歳出をお願いいたします。

款1、総務費。項1、総務管理費。既定額から11万6,000円を減額いたしまして、9万2,000円とするもので、手数料等の減額であります。

款2、医療諸費。項1、医療諸費。既定額から92万9,000円を減額し、4

万4,000円とするもので、実績による減であります。

款3、諸支出金。項1、償還金。既定額から7万1,000円を減額し、93万2,000円とするもので、額の決定による減でございます。

それから項2、繰出金。既定額に473万4,000円を増額し、473万7,000円とするもので、前年度精算による額の確定で、一般会計へ繰り出すものであります。

款4、予備費。項1、予備費。全額を、既定額全額を減額いたしまして、0とするものでございます。

歳出合計でございますが、既定額228万7,000円に対しまして、351万8,000円を増額し、580万5,000円とするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第41号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第10 議案第42号 専決処分事項の報告について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第10 議案第42号 専決処分事項の報告についてを議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは議案書の22ページをお願いいたします。

議案第42号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成22年6月4日 提出

御代田町長

次のページをお願いいたします。

専第7号ということで、平成21年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）について、平成22年3月31日付で専決をさせていただきました。予算書の1ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ2,485万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ8億9,066万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

次のページ、第1表歳入歳出予算補正をご覧いただきたいと思います。歳入でございます。

款1、保険料。項1、介護保険料。既定額に44万3,000円を増額し、1億5,940万円とするものでございます。年金からの特別徴収者、対象者の増によるものでございます。

款2、分担金及び負担金。項1、負担金。既定額から15万9,000円を減額し、91万円とするものでございます。これにつきましては、特定高齢者事業の負担金の額の確定によるものであります。

款４、国庫支出金。項１、国庫負担金。項２、国庫補助金でございます。これにつきましては、両方とも額の確定によるものでございまして、既定額から２９４万６，０００円を減額し、１億５，００６万２，０００円とするものと、補助金のほうですが、既定額から５７９万円を減額し、６，０１１万２，０００円とするものでございます。

款５、支払基金交付金。項１、支払基金交付金。既定額から８７６万６，０００円を減額し、２億４，９６６万１，０００円とするものでございます。これも額の確定によるものでございます。

款６、県支出金。項１、県負担金。既定額から１９５万３，０００円を減額し、１億２，０８１万３，０００円。

項３、県補助金。既定額に２７万５，０００円を増額し、４２４万７，０００円とするもので、いずれも額の確定によるものでございます。

款８、繰入金。項１、他会計繰入金。既定額から６８０万２，０００円を減額し、１億２，０３３万２，０００円とするもので、これも額の確定によるものでございます。

款１０、諸収入。項２、サービス収入。既定額から４２万９，０００円を減額し、３０６万３，０００円とするもので、予防支援プラン作成件数の減によるものであります。

項３、雑入。既定額に１２７万７，０００円を増額し、１２８万円とするもので、これは第三者納付金の額の確定によるものでございます。

歳入合計、既定額が９億１，５５１万４，０００円、これから２，４８５万円を減額し、８億９，０６６万４，０００円とするものでございます。

次のページ、お願いいたします。歳出でございます。

款１、総務費。項１、総務費。既定額から２万４，０００円を減額し、１，５０５万円とするもので、これは旅費等の不用減でございます。

款２、保険給付費。項１、保険給付費。既定額から１，９９０万円を減額し、８億２，８６９万６，０００円とするものでございまして、ここまでの給付実績からの見込みで減額をさせていただきました。

款４、地域支援事業費。項１、介護予防事業費。こちらにつきましては、財源変更でございます。

項 2、包括的支援事業・任意事業費では、既定額から 25 万 8,000 円を減額し、1,749 万 1,000 円とするものでございまして、成年後見制度の申立手数料等を見積もっておりましたが、件数がありませんでした。

款 8、予備費。項 1、予備費。既定額から 466 万 8,000 円を減額し、590 万 5,000 円ということで、こちらで調整をさせていただいております。

款 9、生活介護支援サポーター養成事業費ということで、項 1 で項目は同じでございまして。これも財源変更でございまして。

歳出合計、既定額 9 億 1,551 万 4,000 円から 2,485 万円を減額いたしまして、8 億 9,066 万 4,000 円とするものでございまして。

説明は以上です。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 42 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 42 号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第 11 議案第 43 号 専決処分事項の報告について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 11 議案第 43 号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) それでは議案書の24ページをお願いいたします。

議案第43号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成22年6月4日 提出

御代田町長

次のページをお願いいたします。

専第8号ということで、平成21年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)について、平成22年3月31日付で専決をさせていただきました。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ171万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9,117万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

次のページの第1表歳入歳出予算補正をご覧いただきたいと思います。歳入でございます。

款1、後期高齢者医療保険料。項1、同じ項目でございまして、既定額から82万2,000円を減額し、6,382万円とするもので、特徴対象者の減少と普徴者の関係の見込み減、見込み額の減による減額でございます。

款4、繰入金。項1、一般会計繰入金。既定額から98万5,000円を減額し、2,469万3,000円とするものでございまして、特別調整交付金、それから人間ドック受診者確定による一般会計からの繰り入れの減であります。

款6、諸収入。項5、雑入。既定額に9万4,000円を増額し、134万

4, 000円とするもので、人間ドック補助事業の補助の確定に伴うものでございます。

歳入合計が9, 288万5, 000円の既定額から171万3, 000円を減額し、9, 117万2, 000円とするものでございます。

次のページ、お願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費でございますが、既定額から3万9, 000円を減額し、199万7, 000円とするもので、これは旅費の不用減であります。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金。項1、同じ項目でございますが、既定額から84万2, 000円を減額し、8, 644万6, 000円とするもので、これは保険料収入の減でございます。

款4、保健事業費。項1、健診事業費。既定額から52万円を減額し、74万円とするもので、健診委託料等の減であります。

項2、保健事業費。既定額から21万円を減額し、69万円とするもので、これは人間ドック受診者の減によるものであります。

款5、予備費。項1、予備費。既定額から10万2, 000円を減額し、79万8, 000円とするもので、こちらで調整をさせていただいております。

歳出合計が9, 288万5, 000円の既定額から171万3, 000円を減額し、9, 117万2, 000円とするものでございます。

説明は以上でございますが、よろしくご審議のうえ、お認めをいただきますようお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第43号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第12 議案第44号 専決処分事項の報告について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第12 議案第44号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長(笠井吉一君) それでは議案書の26ページをお願いいたします。

議案第44号 専決処分事項の報告について

次ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について、平成22年3月31日専決いたしましたので、ご報告をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,824万2,000円とする。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1、繰入金。項1、一般会計繰入金。32万1,000円の増額でございます。自前の会計内で不足する分について、一般会計より繰り入れをお願いするものということでございます。

款2、繰越金。項1、繰越金。補正額30万円でございます。前年度よりの繰越金でございます。

款 3、諸収入。項 1、貸付金元利収入。減額で 63 万円でございます。これにつきましては、返済が見込めない額として、減額をさせていただくというものでございます。

それから項の 2、延滞金及び加算金。3,000 円の増額でございます。収入実績による増額でございます。

款 4、県支出金。項 1、県補助金。4,000 円の減額でございます。これは事務費に対する補助金でございますが、最終内示によって減額となるものでございます。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、土木費。項 1、住宅費。補正額 1 万円の減額でございます。これは、事業確定による事務費の減額ということでございます。

公債費につきましては、財源変更ということでございます。

以上でございます。よろしくご承認いただきますよう、お願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

（9 番 武井 武君 登壇）

○9 番（武井 武君） 議席 9 番、武井でございます。町長に 1 点お聞きをしたいと思っております。

町長は、町長就任前から、この住宅新築資金特別会計、一般会計からの繰り入れについて、非情なる質問をしてきました。それからまた、前回ですか、前々議会のときにも、「私が先頭に立って、未収金の徴収にあたってまいりました。そのために、徴収率と申しますか、収納率も上がってまいりました。一生懸命に動けば、皆様のご理解がいただけるようになりました」という答弁があったように記憶しております。

それにもかかわらず、今回、専決で一般会計からの繰り入れ、あるいは償還をしなければならないものについて、減額をしてかなければならない専決予算が組まれたわけでございますけれども、町長は、これに対して、いまどのようなお考えを持っているか、お聞かせください。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えしたいと思います。

武井議員には何回かこの質問をいただいている中で、私が実際に滞納をしている方々のところを回って生の声を聞いてくる中で、この議員時代に思っていた以上にこの事業というものがでたらめなものだったというふうに認識を持っております。そうした歴史的な経過の中で、この事業を進めてしまったということをどのように解決していくのかということです。

一番最初の年に滞納者の皆さんのところを訪問した中では、例えば5年、8年とかの支払いがなかった方が支払いを定期的に始めていただいたと、こういう事例はありました。ただそれは、大体訪問してみれば、そのお宅の経済的な状況というものはわかりますが、そうした中で、月々の決まったものではなくて、例えばそれは5,000円でありますとか、そういう金額でも、いずれにしても返済の努力はしていくということで、そうした方がやっぱりおりました。

それは、本当に金額で言えばわずかなものであります。しかし、一番、きつこの返済で大きかったのは、同和事業を廃止した、その途端に数百万円という滞納者からの納入がありまして、その時点でかなりの大きな解決がありました。

いずれにしても、この件につきましては、滞納者を訪問してですね、そして、納付を促すという以外に方法がないということです。

税金のようなものであれば、それは所得とか、給料でありますとか、財産でありますとか、そういう調査ができますけども、この貸付事業については、そういう調査もできないし、そうしたものを差し押さえるということもできないということですから、これは粘り強く滞納されている方に支払っていただくようお願いして歩くということでありまして、その点については、継続して進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） 確かに収納努力等は、一生懸命やっていると。係を通じながら、お聞きはしておりますので、その点はいいとしても、町長の一番の根本であります同和对策事業全廃、完全廃止しました。一番大きな問題がここに残っているわけです。

町長も先ほど申しあげました。でたらめであって、なんだと。これは当然のことながら、町長はそうみずからお感じになれば、正式な、あるいは正確な方向に変換、あるいは改正、あるいは訂正、あるいは改革をしていくのが町長の義務だと私は思うわけでありまして、ご期待を申しあげまして、終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第44号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

昼食のため、休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

（午後12時04分）

（休 憩）

（午後 1時28分）

○議長（柳澤 治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

笹沢 武議員、所用のため、欠席する旨の届出がありました。

―――日程第13 議案第45号 専決処分事項の報告について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第13 議案第45号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長(笠井吉一君) それでは議案書の28ページをお願いいたします。

議案第45号 専決処分事項の報告について

次ページをお願いします。

平成21年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について、平成22年3月31日専決をいたしましたので、ご報告申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町の御代田町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ74万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9,595万2,000円とする。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1、使用料及び手数料。項1、使用料。補正額40万円の増額でございます、滞納繰越分の増ということでございます。

それから項の2、手数料。10万円の増でございます、給水工事手数料の増額でございます。

款2、分担金及び負担金。項1、負担金。27万円の増額でございます、新規加入金の増ということでございます。

それから款6、諸収入。項1、延滞金及び過料。2万5,000円の減額でございますが、延滞金の減ということでございます。

それから3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、経営管理費。項1、総務費。68万1,000円の減額でございます。浅麓水道からの受水費と事業確定による減ということでございます。

項の2、施設管理費。90万円の減額でございます、修繕費の事業確定による減ということでございます。

款2、建設改良費。項1、建設改良事業費。60万円の減額でございます。工事費の減額ということでございます。

それから款3、繰出金。項1、他会計繰出金。52万円の減額でございまして、事業確定によりまして、小沼簡水への繰り出しを減額するというところでございます。

款4、諸支出金。項1、基金費。補正額800万円でございまして、その下の予備費を455万4,000円を減額をいたしまして、収支残金として、基金として積み立てるということでございます。

以上でございます。よろしくご承認いただきますよう、お願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第45号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第45号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第14 議案第46号 専決処分事項の報告について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第14 議案第46号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは、議案書30ページをお願いいたします。

議案第46号 専決処分事項の報告について

次ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について、平成22年3月31日専決いたしましたので、ご報告をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町の小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ146万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1億3,265万6,000円とする。

2ページをお願いいたします。説明でございます。

歳入ですが、款1、使用料及び手数料。項1、使用料。196万円の減額でございますが、最終見込み額精査によりまして、使用料の減額をさせていただくというものでございます。

款2、分担金及び負担金。項1、負担金。補正額109万1,000円でございます。これは、新規加入金の増ということでございます。

それから款4、繰入金。項1、他会計繰入金。52万円の減額でございますが、御代田簡水から、先ほど御代田簡水のほうでご説明申し上げました。御代田簡水からの繰り入れが減額となったものでございます。

それから款6、諸収入。項1、延滞金及び過料。7万4,000円の減額でございます。延滞金の減ということでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1、経営管理費。項1、総務費。332万9,000円の減額でございますが、これにつきましては、電気料、消費税納付額の減によるものということでございます。

それから項2、施設管理費。補正額68万7,000円の減額でございます。健診委託料等の減によるものでございます。

款4、諸支出金。項1、基金費。800万円でございますが、先ほどの御代田簡水同様、予備費544万7,000円を減額いたしまして、収支残金との関係で、

基金として800万円積み立てるというものでございます。

以上でございます。よろしくご承認いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

古越日里議員。

（7番 古越日里君 登壇）

○7番（古越日里君） 7番、古越日里です。

1ページ、第1条の減額の数字がちょっと違うと思いますが、説明してください。

○議長（柳澤 治君） 笠井吉一建設課長。

○建設課長（笠井吉一君） 大変申しわけございません。『1, 463』の後の『千円』が抜けておりました、申しわけございません。ご訂正をいただきたいと思います。これでいきますと『1, 463円』ということになってしまいます。申しわけございません。『千円』を入れていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○7番（古越日里君） 以上です。

○議長（柳澤 治君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第46号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第46号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

――日程第15 議案第47号 専決処分事項の報告について――

○議長（柳澤 治君） 日程第15 議案第47号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） 議案書32ページをお願いいたします。

議案第47号 専決処分事項の報告について

次ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、平成22年3月31日専決いたしましたので、ご報告いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ976万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ8億7,360万4,000円とする。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、第2表地方債補正による。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1、分担金及び負担金。項1、負担金。補正額360万円でございますが、受益者負担金でございますが、一括納付者の増ということ等による増額でございます。

それから款2、使用料及び手数料。項1、使用料。610万円の増額でございますが、有収水量が見込みより多かったということによる増でございます。

それから2の手数料。4万7,000円でございますが、指定店の登録が増えたということによる手数料の増額でございます。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金。1,937万9,000円の減額でございます。自前での収入増によって、一般会計からの繰り入れを減額するというところでございます。

款 6、諸収入。項 2、雑入。6 万 5, 0 0 0 円の増でございます、金抜設計手数料の増でございます。

それから款 7、町債。項 1、町債。2 0 万円の減でございますが、事業確定によって起債の借入額を減額するというものでございます。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、土木費。項 1、都市計画費。9 2 0 万 7, 0 0 0 円でございます、主に維持工事、それから管理委託でございます、事業確定による減額ということでございます。

それから款 2、公債費。項 1、公債費。5 6 万円の減額でございます。これは償還利子で、事業確定による減ということでございます。

それから 4 ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。

起債の目的で、公共下水道のところで変更ございまして、限度額、補正前が 1 億 4, 3 6 0 万円、それを 1 億 4, 3 4 0 万円に変更するというものでございます。起債の方法、利率、償還方法等につきましては、従前に変更ございません。

以上でございます。よろしくご承認いただきますよう、お願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 4 7 号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 4 7 号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認する

ことに決しました。

―――日程第16 議案第48号 専決処分事項の報告について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第16 議案第48号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは議案書34ページをお願いいたします。

議案第48号 専決処分事項の報告について

次ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、平成22年3月31日専決いたしましたので、ご報告いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ111万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ2,683万円とする。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1、使用料及び手数料。項1、使用料。14万円の増でございます。これは有収水量の増によるものということでございます。

それから繰入金。他会計繰入金。116万4,000円の減額でございますが、これも自前での収支調整により、一般会計からの繰り入れを減額するというものでございます。

それから款4、分担金及び負担金。項1、分担金。9万5,000円の減額でございますが、修繕工事等に伴う地元負担金として7%をいただいておりますが、その対象となる工事が予定より少なかったということによる減額でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出、款1、農林水産業費。項1、農地費。111万9,000円。これは主に

修繕工事費、電気料で事業確定による減額ということでございます。

それから公債費につきましては、財源変更のみということでございます。

以上でございます。よろしくご承認いただきますよう、お願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第48号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第17 議案第49号 専決処分事項の報告について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第17 議案第49号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） 議案書36ページをお願いいたします。

議案第49号 専決処分事項の報告について

次ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）に

ついて、平成22年3月31日専決いたしましたので、ご報告いたします。

予算書1ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町の個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ40万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1,169万6,000円とする。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1、使用料及び手数料。項1、使用料。10万8,000円の減額でございます。中途使用休止者が発生したことによる使用料の減ということでございます。

それから繰入金。他会計繰入金でございますが、46万1,000円の減額でございます。自前会計内のやりくりによって、一般会計からの繰り入れを減じるというものでございます。

それから繰越金でございますが、16万3,000円。これは前年度よりの繰越金でございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、衛生費。項1、清掃費。40万6,000円の減額でございます。維持管理費の節減による減額ということでございます。

以上でございます。よろしくご承認いただきますよう、お願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第49号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第18 議案第50号 平成21年度御代田町共同調理場建設工事

請負契約について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第18 議案第50号 平成21年度御代田町共同調理場建設工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長(内堀豊彦君) それでは議案書の38ページをお願いいたします。

議案第50号 平成21年度御代田町共同調理場建設工事請負契約について、ご説明をいたします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき指名競争入札に付した、平成21年度御代田町共同調理場建設工事請負契約について下記により請負契約締結をするため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 平成21年度御代田町共同調理場建設工事
2. 契約の方法 指名競争入札による方法
3. 契約の金額 489,310,500円
4. 契約の相手方 長野市南千歳町878番地
株式会社 守谷商会
代表取締役社長 伊藤 隆三

次に指名業者等について、ご説明を申し上げます。

まず、指名業者ですけれども、大井建設工業株式会社、北野建設株式会社、それ

から株式会社熊谷組、笹沢建設株式会社、株式会社竹花組、竹花工業株式会社、株式会社新津組、株式会社堀内組、北信土建株式会社、株式会社守谷商会の10者を指名して、5月27日に入札を実施をいたしました。

設計額に対する落札率ですけれども、約81%でございます。工期につきましては、平成23年3月20日まででございます。

工事の概要につきましては、資料番号4がございますけれども、これをご覧いただきたいと思っております。

今回の工事は、中学校建設工事関連の第2期分として建設する共同調理場棟と周辺外構整備を行い、管理棟、校舎棟、体育館棟、プール棟などと同時に完成させ、平成23年4月からの共用開始を計画しているものでございます。

建物の概要につきましては、鉄骨造り、2階建て、延べ床面積は1,145.71㎡です。1階部分につきましては、事務室、更衣室、トイレ、荷受、研修室、食品庫、下処理室、調理室、特食室、加工室、洗浄室、コンテナ室と中学校用の配膳室などがございます。2階にトイレ、それから休息室、それから洗濯室、機械室、食堂、研修室などがございます。また、建物周辺の外構整備面積は、約1,830㎡であります。

詳細につきましては、資料としてお手元がございます1階、2階の平面図、それから外構区域の平面図を添付してありますので、ご覧をいただきたいと思っております。

説明につきましては、以上でございます。よろしくご承認いただけるようお願いをしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第50号 平成21年度御代田町共同調理場建設工事請負契約については、原案のとおり決しました。

―――日程第19 議案第51号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を
改正する条例案について―――

○議長(柳澤 治君) 日程第19 議案第51号 職員の勤務時間及び休暇等に関する
条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原眞一総務課長。

(総務課長 荻原眞一君 登壇)

○総務課長(荻原眞一君) それでは議案書の39ページをお願いいたします。

議案第51号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
案について

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり
提出するということでもあります。

資料ナンバー5番として、新旧対照表のほうをつくってございます。こちらのほ
うをちょっとご覧になっていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に
伴う職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正であります。

まず最初に、新旧対照表の1ページ目の第5条の2の関係であります。これにつ
きましては、育児時間の改正ということでもあります。これまで配偶者が育児休業を
している職員は、早出遅出勤務することが認められていませんでした。今回の改正
によりまして、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にか
わりなく、早出遅出勤務することができるようになるということでもあります。

続きまして1ページから2ページにかけてであります。条例の第5条の3の関
係であります。これにつきましては、時間外勤務の制限、これを新設というか、新

たにこちらのほうに、5条の3のほうに加えたというものであります。

この改正の内容につきましては、要するに3歳に満たない子のある職員が、その子を養育するために請求した場合には、その当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難な場合である場合を除き、超過勤務をさせてはならない規定が新設するということでもあります。

つまり、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、育児のための超過勤務の制限の請求をすることができるようになるということでもあります。これらが設けられたことによりまして、3ページにあります第5条の4の項目については、5条の3のほうに内容が盛り込まれたということで、全文を削除するものであります。

附則といたしまして、施行期日として、この条例は、22年の6月30日から施行するということでもあります。ただし、次項の規定は、公布の日から施行するというので、要は、改正の施行日前においても、公布の日から施行日後の日を開始日とした請求ができるということで、今回改正された案件については、そういう案件がある場合は、6月30日の施行日以前であっても、公布の日以降であれば請求したい職員は請求ができるというものであります。

以上、雑駁な説明ですけれども、できるだけわかりやすく申し上げたつもりです。この条文だけ読んでもちょっと内容が物すごくわかりにくいと思いますので、わかりやすく、ご説明申し上げました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――日程第20 議案第52号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第20 議案第52号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原眞一総務課長。

(総務課長 荻原眞一君 登壇)

○総務課長(荻原眞一君) それでは議案書の42ページをお願いいたします。

議案第52号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出するということでもあります。

こちらについても資料番号6番というものをつけてございますので、ちょっとそちらのほうをご覧になりながら、条文のほうを見ながら、ちょっと聞いていただきたいと思います。

この条例改正につきましても、地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正に伴うものであります。今回、大きく分けて4点の改正点がございます。

まず1点目として、条例の第2条、それと第7条、2ページ、3ページのほうにありますけれども、第7条、第8条の関係であります。これは育児休業等を行うことができる職員の改正。条文のほうはできないといううたい方してございますが、今回はできることになった、なる職員の改正ということで、説明させていただきます。

これまで配偶者が育児休業をしている場合や就業していない場合は、職員が育児休業をすることが認められていませんでした。しかし、今回の改正により、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児休業をすることができるようになるということが1点目の改正であります。

続いて、2点目の改正ですが、これは新たに新設されたもので、第2条の2項の関係であります。通称産後パパ育休の新設ということでもあります。

改正前については、育児休業の取得は原則1回、配偶者の疾病や特別な事業がない限り、再び育児休業は取得できないということになっておりました。しかし、今回の改正、この項目の新設によりまして、子の出生の日及び8週間の期間内、出生の日から57日間以内ですね、に最初の育児休業をした職員でも、特別の事情がなくても再び育児休業をすることができるようになるというものであります。

続いて3点目の改正であります。これは条例の第3条の関係であります。再度

の育児休業をすることができる特別の事情の改正ということでもあります。

改正前につきましては、育児休業計画書を提出して、夫婦が交互にそれぞれ3か月以上育児休業する場合には、再度の育児休業をすることができるというような規定になっておりました。これが、夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、配偶者と同時に育児休業を取得する場合でもということでもあります。職員が育児休業計画書を提出して、最初の育児休業をした後、3か月以上経過した場合に、再度の育児休業をすることができるようになるというものであります。

4点目の改正ですが、これは条例の5条の関係であります。育児休業等の承認の取消事由の改正ということで、これまで、いままで、先ほどまで申し上げた3点の改正の裏返しの部分ですが、これまで配偶者が育児休業をすることになった職員は、育児休業の承認を取り消しすることになっていました。

今回の改正によりまして、職員以外の子の親、要するに配偶者ですが、配偶者が常態としてその子を養育することができることとなった場合でも、職員は育児休業の承認取消事由にならないということで、取り消しはできないということになったということでもあります。

附則といたしまして、この条例改正につきましても、平成22年6月30日から施行するということとなります。経過措置として、この条例の施行の日の前に改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条第4号の規定により、職員が申し出た計画は、同日以後は、改正後の職員の育児休業に関する、この今回の改正になった職員が申し出した計画とみなすということで、新たに計画書を改めて提出する必要がないという内容でございます。

以上、説明は以上ですが、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

条例の一部を改正する条例案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第21 議案第53号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原眞一総務課長。

（総務課長 荻原眞一君 登壇）

○総務課長（荻原眞一君） それでは議案書の45ページをお願いいたします。

議案第53号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてということであります。

これについても資料番号7番、新旧対照表を用意してございます。こちらをご覧になりながらお聞きいただければと思います。

この条例改正につきましては、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴う条例の一部改正をするものであります。

超勤、代休時間の新設ということで、第2条第2号の関係ですけれども、今回の一部改正につきましては、昨年12月に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正を行い、1カ月に60時間を超える超過勤務を行った職員に対して、超過勤務手当の支給割合の引き上げ分の支給にかえて、本人の申請に基づき、超勤代休時間を指定できることになったことに伴い、これと同様に、職員団体のための職員の行為、いわゆる組合活動のための休暇に超勤代休時間を指定できることにするものであります。60時間を超えた部分については、組合業務のための休暇に振り向けることができるということであります。

今回、これ、12月と今回で半年ずれが生じているわけですが、改正時期が今回に至ってしまったのは、国からの通達がこの3月になって来たということで、遅れたことによります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するということであります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。以上です。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 2 2 議案第 5 4 号 平成 2 2 年度御代田町一般会計

補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 2 2 議案第 5 4 号 平成 2 2 年度御代田町一般会計補正
予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは議案書の 4 7 ページをお願いいたします。

議案第 5 4 号 平成 2 2 年度御代田町一般会計補正予算案について、ご説明を申
し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 2 2 年度御代田町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによ
る。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ 5 億 3, 1 7 3
万 1, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 6 7 億
2, 8 5 9 万 1, 0 0 0 円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳
入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の変更は、第 2 表地方債補正による。

資料番号 8 をお願いしたいと思います。

平成 2 2 年度一般会計補正予算（第 1 号）です。主なものについて、ご説明をし
たいと思います。まず、歳入です。

款 1 4、国庫支出金。項 2、国庫補助金。補正額 6, 9 3 4 万 5, 0 0 0 円の減
額です。主なもので、学校給食施設整備事業交付金 6, 3 3 4 万 3, 0 0 0 円の減
額でございます。

これにつきましては、当初予算の編成時に、学校教育施設整備事業を22年度予算に計上をしたわけですが、これにつきまして、既に議会の皆さんにもご報告してありますが、22年度では予算がつかないということで、国のほうにお願いをした結果、21年度に予算がつくということで、21年度予算を繰り越しをしたという経過がございます。

これに伴いまして、現在二重計上状態にあるということでございますので、今回、22年度予算を減額をさせていただくというものでございます。

続きまして款15、県支出金。項2、県補助金。補正額で875万5,000円の増額でございます。主なもので、新規就農者育成確保事業交付金475万円でございます。

続きまして款18の繰入金でございます。補正額1億740万円の減額でございます。これにつきましても、給食施設の建設に、この中学校の建設基金を充てるというものでございますので、併せて、国庫と併せまして減額をするという内容のものでございます。

続きまして款19の繰越金でございます。補正額で6,000万円ということで、計で1億3,000万円繰越金をここで計上をさせていただいてあります。

続きまして款20、諸収入。項4、雑入でございます。補正額で136万円の増額の補正でございます。主なもので、コミュニティー事業助成金で130万円。内容は、平和台のコピー機等の事務機器でございます。

続きまして款21の町債でございます。補正額で4億2,610万円の減額の補正でございます。これにつきましても、中学校建設事業債ということで、先ほどから申し上げている内容のものでございます。

次の2ページをお願いいたします。

款1、議会費。補正額185万3,000円の減額でございます。これにつきましては、人件費、人事異動に伴うものでございます。

款2、総務費。項1、総務管理費。898万3,000円の増額の補正でございます。これにつきましては、無線システムの普及支援補助金ということで、160万9,000円でございます。

続きまして款3、民生費。項1、社会福祉費。補正額454万8,000円の増額でございます。大きなもので、一般職の人件費ということで355万1,000

円の増額の補正でございます。これも人事異動に伴うものでございます。

項2、児童福祉費。補正額で533万2,000円の増額でございます。これも主なもので、一般職の人件費771万3,000円の増額の補正でございます。これも人事異動に伴うものでございます。

款4、衛生費。項1、保健衛生費。補正額で195万円の増額の補正でございます。主なもので、新エネルギー導入補助金で200万円の増ということでございます。エコカーとか、太陽光発電等の、いわゆる新エネルギーを導入した者に対する補助金を出しているわけですが、ここへ来まして、かなりの件数が出てきているということで、200万円の増額の補正をさせていただきました。

続きまして項2、清掃費。補正額800万円。内容ですけれども、豊昇区放置廃棄物処理補助金800万円ということで、豊昇区が事業主体となりまして、廃棄物の処理し、公園の整備をするという内容のもので、ここに補助金800万円を支出をするという内容のものでございます。

款6、農林水産業費。項1、農業費。286万5,000円の増額の補正でございます。主なもので、新規就農者育成確保助成金475万円の増額の補正でございます。

続きまして項3、農地費。補正額で561万2,000円の減額の補正でございます。内容ですけれども、まちづくり交付金の設計費1,200万円の減額、それから団体営の土地改良設計費500万円の増額ということでございまして、この団体営の土地改良事業のほうがまちづくり交付金事業よりも補助の事業の、いわゆる補助率が高いということで、こちらのほうに事業を振り返るということでございます。場所的には、入、細窪地区ということで、やまゆり公園の下にある地域でございます。

続きまして3ページをお願いをしたいと思います。

款8、土木費。項4、都市計画費。補正額423万6,000円の減額の補正でございます。内容ですけれども、公園施設整備工事427万9,000円の減というものでございます。それからその下の公園施設長寿化策定委託61万円ということで、公園整備の長寿化計画を策定した後に公園を整備すると補助金が出るということで、今回、一般財源だけで予算計上したものにつきまして、工事費を落とさせていただきました。

続きまして款9、消防費でございます。補正額170万円の増額の補正でございます。主な内容といたしまして、庁舎の外壁の防水工事が120万円、それから防火水槽の解体工事で50万円ということで、庁舎建設されて10年程度たっているわけですけれども、外壁から、いわゆる水がしみるということの中で、外壁の工事を行いたいという内容のものでございます。

続きまして款10、教育費。項1、教育総務費。補正額5億5,580万2,000円の減額の補正でございます。まず内容ですけれども、一番大きなものとしたしましては、中学校の建設事業ということでございまして、この中学校の建設事業と申しますのは、先ほどの、いわゆる共同調理場ですけれども、これを支出のところで落とさせていただいたというものでございます。

これと併せて、この予算書の中には、ちょっと出てこないと申しますか、予算は計上されているのですけれども、出てこないということで、太陽光発電の先行工事ということで、483万円が、要するに差し引き、この中でされているというものでございます。

続きまして杉の子幼稚園の園舎の建替補助で3,000万円の補助ということでございまして、杉の子幼稚園が耐震等に問題があるということで、本年度幼稚園を建て替えをしたいということでございまして、杉の子幼稚園のほうに3,000万円の補助をするという内容のものでございます。

続きまして項2の小学校費。補正額で144万9,000円の減額の補正でございます。主な内容といたしまして、パソコンの管理委託料で61万円の増額の補正。それから一般職員の人件費で216万7,000円の減額の補正でございます。

項4、社会教育費。補正額で168万1,000円の減額の補正でございます。大きなもので、一般職の人件費で342万9,000円の減額の補正でございます。

続きまして項5、保健体育費。補正額257万4,000円の増額の補正でございます。B&G北駐車場入口設置工事265万7,000円ということで、B&Gの体育館の北側に、現在、空き地といいますか、松が生えているところがあるわけですけれども、駐車場が足りないということの中で、ここを駐車場にしたいというための工事でございます。

続きまして款14、予備費でございます。358万8,000円の増額補正でございます。

ということで、歳入、歳出をいま申し上げました予備費 3 5 8 万 8 , 0 0 0 円で調整をさせていただきまして、5 億 3 , 1 7 3 万 1 , 0 0 0 円の減額の補正をさせていただくものでございます。

続きまして予算書の 5 ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。第 2 表地方債補正ということでございます。

変更、起債の目的、まちづくり交付金事業。補正前、5 億 3 , 0 8 0 万円。補正後、5 億 2 , 2 0 0 万円。起債の方法、利率、それから償還の方法については同じというものでございまして、8 8 0 万円の減額の補正でございます。

続きまして中学校の建設事業。補正前、8 億 3 , 7 0 0 万円。補正後、4 億 1 , 9 7 0 万円ということで、4 億 1 , 7 3 0 万円の減額の補正というものでございます。これにつきましても、起債の方法、利率、償還の方法については同じでございます。

説明につきましては、以上でございます。ご承認いただけますよう、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

（9 番 武井 武君 登壇）

○9 番（武井 武君） 9 番、武井でございます。

一般会計の補正予算について、少々お聞きをしてみたいです。

当然、議題 1 項目、3 回が限度、承知をしております。質問回数は制限ございませんけれども、質問時間につきましては、質疑時間につきましては、制限がございません。ですから、まず、まとめて何項目も、何項目かをお聞きいたしますので、聞き落としのないように、きちんとした答弁を求めたい、このように思います。

まず最初に、予算書 1 9 ページの豊昇地区放置廃棄物処理事業補助金、それから予算書の 2 6 ページ、あるいは商工費等の中にもあるわけでございますけれども、この補助金を出す根拠、何でこの補助金を、どの法律、あるいはどの規則、何に基づいて 8 0 0 万円、あるいは 3 , 0 0 0 万円、あるいは 2 0 万円の補助金を出していくのか、お聞きをしてみたいと思います。

それから私のところへ豊昇区の方から湯川ふるさと公園整備事業、平成22年度から24年度、3年計画ということで、このごみ処理、ごみの、廃棄物の関係で、町の対応が非常に不純であると。これをひとつ武井議員、正していただきたいということで、これまでの経緯から始まりまして、町長が5月12日の日に出前町長室を開催をし、その説明をされた内容まで決然として、私のところへ報告が来ておるわけでありませう。

その中によりますと、町は3,000万円豊昇区に出しますと。ところが、この予算書を見ると、800万円。だから、来年度1,200万円補助して、最後に1,000万円出すのか。その点をまたお願いをしたいと思います。

それから、なぜ豊昇区に1,000万円の負担金を、負担金は豊昇区で1,000万円負担しなさい。これ何で町がこれを言っていかなければならないのか。豊昇区がみずから、うちのほうで1,000万円出すから、町のほうも手を貸して、ごみ何とかしてください、こういう話であればいいですけれども、県の元気づくりだか何か、要にわかりませぬけれども、そのお金をもらうから、おい、豊昇区に1,000万円出してくれないか。じゃあ、町で3,000万円出すから、ごみきれいにしましょう。それは、反対の話じゃないですか。

だから豊昇区の皆さんも、まあ、それは1,000万円はしようがない。町がそう言うなら、ごみはきれいにしましょうと言うことだから、これはしようがないという話になってくる。

ところが、これを見ると、そうじゃないんですよ。急な、急なと言うか、臨時総会を開きまして、臨時総会の前に3月27日、豊昇区小委員会が開催されて、それで町のほうから説明があったと。総事業費5,400万円。長野県は900万円しか出しませんよ、こういう話だ。ですから、これを何で県が900万円しか出さないで、豊昇区が1,000万円、町が3,000万円出して片づけなければならないんですか。

これは当然、廃棄物ですから、県が責任を持って片づけるのがあたりまえであって、何で県が片づけないものをあえて3,000万円町が出して片づけなければならないのか、お聞かせをください。

それから、豊昇区はお金があるから、それは確かに、総会ではいいという話になったらしいです。ですけれども、お金のある区はいいけれども、これがもしお金の

ない区、お金のない区だったらどうしますか。

豊昇区で勘定をしますと、67戸でこの1,000万円をやると、1戸当たり16万幾らを拠出しなければならぬ。これは戸数で割っただけですから、低所得世帯もあれば、老人世帯もあれば、何世帯もある。それを平均して16万幾ら、1軒ずつ出しなさいと言ったときに1,000万円のお金が生み出せるんですか。

それで、その5月12日の日に、町長が、この事業は成功すれば県のモデル事業になると自信ありげに言ったと、こう書いてあるんです。これが事実であれば、町長、とんでもない勘違い、町長の思い違い、私はそう思うんです。金のある区はできるけれども、金のない区はできません。町が全責任を持って、これ全部片づけるんですか。まして、ほかの区がそういうものがあれば、不法投棄初め何あれば。

豊昇区はたまたまあまり金を出さなくも、豊昇区には積み立てたお金があるから、たまたま、もうそういうことであれば仕方がないということで、出すことにしたと。けれども、本当にこれ1軒、1軒金を集めて出すという話になれば、これえらいことになるんです。とてもじゃないですけども、モデル事業なんていうとぼけた話にはならないと思うんです。

それから今回、この事業については、事業主体は豊昇区ということで、いま財政課長のほうから説明があったわけですけども、この計画は豊昇区の計画でなく、町の計画なんですよという考えで間違えがないか、お聞かせください。

それと、この3,000万円、本当に町長の考える町民益、血税、血税なんですよ。それを県に責任があるものをなぜ、これを出して、町長の考える町民益につながっていくんですか。なぜ町が3,000万円出さなければならないんですか。その根拠を教えてください。

時に、そのくらいにしておきます。

○議長（柳澤 治君） 茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） いまの件で最初に申し上げておきたいんですけども、豊昇区では臨時総会を開いていただきまして、そこで、いろんなご意見、きっとあったんだろうと思いますけれども、いずれにしても区民の総意としては、1,000万円出すということのを了承するというのが区の区民の総意ですので、それについてはもう決定されたものということで区民の皆さまも理解していますし、私も理解をしてお

りますので、それをどうのこうのと言いますか、覆すことでもありませんし、それを問題視するものでもない。これは事実として、申し上げておきたいと思います。

最初に、この事業の経過、目的、これについて、説明をさせていただきたいと思っています。

本件につきましては、豊昇区の湯川沿い、広戸橋のところに旧臼田町の平元商店の所有地、ここに東亜環境が昭和63年10月ごろより、産業廃棄物の積み替え、保管場所として、県の許可を受けて、産業廃棄物や一般廃棄物の搬入を始めましたが、処理ができずに、年々ごみの量が増加し、許可されていない施設の外にまでごみを放置するなど、山積みの状態になってしまいました。

県からは、東亜環境に対して、当時、再三にわたり指示書、改善命令書などが出ていたようですが、これは一向に改善されずに大量の廃棄物を放置したまま、平成17年7月、社長の逮捕によって東亜環境は倒産となってしまいまして、最悪の状況になってしまいました。

その後、町としては、当時、ただ県に対して要望しているだけでは進まないということで、町と県、それから地元の皆さんで協力して、ごみの撤去作業を進めようということで、平成17年の11月28、29日と12月19、20日の4日間にわたって、地域住民の皆さまを初め町議会、区長会、農業委員会、シルバー人材センターなどに加えて、県と町の職員など、延べ350人以上が参加して、ごみの撤去作業が実施をされました。

この取り組みは、町と県、さらに地域の方々が協力した取り組みという点で画期的な内容でしたが、撤去されたのは約58tということでありました。

その後は県の努力で、放置されるに至ったごみについて、そのごみの処理を東亜環境に委託した事業者に撤去費用の協力を求めて、土地所有者の平元商店とともに少しずつではありますが、処理を進めてきていただきました。

こうした努力を行ってきたわけですけれども、処理されずに放置されている廃棄物が約5,700m³という膨大な量であるために、これをすべて処理するだけの費用を集めるには限界があり、作業が進まない状況に至ってしまいました。

この事態をどうすれば解決することができるのかということで、再三にわたり県と協議を進めてまいりましたが、県としての結論は、県費による撤去費用を支出することは、現在の県の財政状況から言ってできないという結論となり、この話はそ

の時点ではもう万策尽きたという状況に陥っておりました。

こうした中で、県からの新しい提案がありました。それは、県が実施をしている元気づくり支援金事業を使って、問題の解決にあたっていったらどうかということで、このことについては、私たちは関係する部署で協議するとともに県とも綿密に相談をした結果ですね、豊昇区が主体となって、湯川ふるさと公園整備事業として、元気づくり支援金事業に申請していただくということになりました。

これについては、過日、元気づくり支援金の選定会が行われて、採択されましたので、県の支援金を活用できることになりました。

この支援金事業は、年間300万円を上限として、継続事業として3年間申請できるというものです。

本日、私どもとしては、この議案を提案させていただいたわけですがけれども、これまでには県当局にも、県当局としてもですね、何とかしてごみを撤去してほしいという豊昇区民の思いを受けとめていただきまして、親身に相談にも乗っていただき、ご指導もいただいていたところであります。

そこで、4月29日の日に豊昇区の臨時総会におきまして、事業の費用として1,000万円を負担していただくということが決定をいたしました。区長さんを初め区の役員の皆さま、そして区民の皆さまにとっては、確かにこれは苦渋の決断をいただいたというふうに思っておりますけれども、このことでごみの撤去とその後の公園化に向けた事業を一体のものとして本格的に進めることができる条件が整いました。

今回の問題につきましては、私自身、十数年間にわたって豊昇区の皆さまの、議員時代ですね、私も議員時代、十数年間にわたって豊昇区の皆さまの要望をお聞きして、何回も地方事務所などに対して、指導と改善を求めてきましたし、また、この悪質な業者に対しても、厳しく改善を求めてきました。実に20年以上にわたって、地域の皆さまに大きな不安を与えてきた問題が、ここでようやく解決できる条件が整いつつあります。

美しい自然環境を守っていきたいという豊昇区の区民の皆さまの切実な思いを、私としては真剣に受けとめて、今回の決断に至りました。それは、この機会を逃してしまったら、未来永劫にわたってあの場所に大量のごみが放置されてしまう結果になるからであります。

これが、全体の趣旨についてであります。あと、細かい点については、担当課長や私のほうから追加で答弁させていただきます。

○議長（柳澤 治君） 尾台町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○町民課長（尾台清注君） それではお答えいたします。

まずですね、町のほうの出す補助金、今年度は800万円でございます。その次の年につきましては、1,000万円。それで最終年には1,200万円ということで、合計で3,000万円を予定してございます。

それで、この事業につきましては、すべて処分費に充てるということの中で、町のほうでは負担したいというふうに考えております。

それで湯川ふるさと公園整備事業、元気づくり支援金事業で豊昇区さんで申請いただいたものの、今回361万3,000円でございますけれども、これについては、対象事業分ということのみ申請していただいておりますので、植栽とか整地に関する費用として計上されています。ですので、こちらの元気づくり支援金事業の中の申請分の中には、町が負担する800万円の部分については、含まれておりません。

それと、県がですね、なぜもってできなかったということになりますと、先ほどの町長の説明にもありましたけれども、県も現実的には、平成19年、20年に排出事業者より集めた寄附金等によりですね、土地所有者、平元商店とともに処理を行ってきたけれども、これ以上、県としては、県での代執行や県支出はできないということで、そのため、元気づくり支援金事業で、処理でお願いしたいということでした。

当初、元気づくり支援事業を県のほうに持ち上げた際にはですね、全体として処分費のほうも含めた形で申請をしましたけれども、先ほども言いましたように、現在の元気づくり支援金事業の中に含まれていない処分費というのはですね、該当としないというような形で県より指摘されまして、除くこととなってございます。そのために、豊昇区で申請いただきました元気づくり支援金事業の中には、処分費というものは含まれていない形になってございます。

それで、県につきましても、先ほど町長も申しましたが、例えばの話、代執行というような話についても、私のほうでも確認したところ、代執行するにあたっては

ですね、特段、生活環境に大きな影響を与える場合にのみ行うというふうに考えているので、県としては、豊昇については、直接大きな影響はない、そのために県費の支出はできないというようなことをごさいました。

また、協力金につきましても、少しずつ集めた形の中で処理をしていこうということでございましたけれども、リーマンショック以来、協力金が集まらずに、町長も言いましたように硬直状態となってしまったと。このような現状の中で、解決する方法がなく、地元区民の強い思いもありまして、苦肉の策として、今回の事業としてなりましたので、ご理解をいただければと思います。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） いま答弁漏れもありましたので、私のほうからも答弁しておきたいと思っておりますけれども、補助金を出す根拠という点では、最初に述べた点であります。

そこで、次にですね、県が、県の責任で行うべきというご意見なんですけども、これは、私も本来的に言えば、そういうことだというふうに考えています。したがって、県とも、ぜひ県の費用で支出できないかということで、再三にわたってお願いをしてきました。

それで県の中でもいろんな議論がある中で、言ってみれば、長野県中に、ある意味こうした事例がやっぱりあるというようなこともありまして、とても県でその費用を出すことはできないということでありました。

私どもとしては、それでは、じゃあ、ずっとですね、県の責任ということを追求していれば、それはそれで、結局は、結論的にはいつまでもごみは片づかないということで、我々としては、ただ要求するだけで終わってしまいます。

そんな中で、県としても、先ほど350人とか400人のボランティアの皆さんでごみ片づけをしたって、県の職員、町の職員、それから住民の人たちで片づけをしたっていうのも、これも結構画期的な内容なんです。

そこで、県と、県も、そのときからは非常に何と言いますか、このことを何とかしたいと。それは、地元の皆さまの気持ちも受けとめていただいてですね、とにかくこの問題については何とか片づきたいという思いを持っていただいてですね、いろんなことを考えていただいた中で、県としてできることが、今度の元気づくり支援金事業の活用ということでありまして、武井議員おっしゃるように、県の責任と

いうことを言い続けていたのでは、それはこの問題は解決しないということです。

そういうことで、また、県の元気づくり支援金事業というものが未来永劫続くわけではありません。これもいつ終わるかわかりません。そうした中で、県がこれを活用してやったらどうかということと、それから私どもとしては、豊昇区に対しましてはですね、ぜひご協力をお願いできないかということで、お話を申し上げましたところ、そうしたことで県も町も協力してくれるなら、何とか区の中で諮ってみようということで、ご協力をいただいたということでございまして、豊昇区に出せというようなことを言ったわけではありませんで、相談を持ちかけて、協議の中でこのような方向に進んだということでもあります。

それからこのモデル的な事業という意味は、つまり、いまですね、確かに県が許可した施設で、それがその産廃業者などの倒産などによって放置されている事例が見られる中で、これが県の責任と言っているだけではなくて、やっぱり地方自治体も、そして地元もですね、何らかの形で協力して、みんなですね、こうした事例を解決していこうという意味ですね、この今回の、私は地域の皆さまと町と県が協力した事例として、モデル的と言いますか、他にも広がっていく可能性のある事業であろうというふうに考えていますし、県の皆さまともそんな話をしているということでもあります。以上です。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） 一番最初に聞いたのが、全然出てこないです。町のその3,000万円、まあそれは3,000万円はわかりました。800万円、1,000万円、1,200万円。800万円、補助金の根拠なんです。御代田町補助金交付規則には、2分の1と書いてあるんです、2分の1。だから、今回、改めてお聞きしますけれども、この事業費は一体お幾らなんですか。

それで、それと先ほど説明ありましたけれども、800万円、1,000万円、1,200万円は処分費で、ふるさと公園の整備事業にはあたらないと。じゃあ、県の契約は、900万円はどこにあたるんですか。それはまだ、回数に入れなくて、議長、回数に入れなくてくださいよ。答弁漏れなんですから。

○議長（柳澤 治君） 尾台町民課長。

○町民課長（尾台清注君） 失礼しました。

補助金を出す規則については、補助金交付規則により出す予定です。当然ながら

この規則は、補助金交付規則の第5条に、この規則に基づき、基づいて、補助金等の最高限度額は、原則として補助事業等に要する費用の2分の1を超えない額とされています。

この事業は、当初、町が申請を行い、先ほども申しあげましたけれども、町の事業として予算化する予定でございましたけれども、県より元気づくり支援金事業として採択するには、豊昇区の申請名義でお願いしたいとのことで、豊昇区にお願いして、事業採択を受けたものです。そのため、本来、町が行うべきところの部分につきましては、補助金という形で支出することといたしました。

それと、全体の事業費につきましてはですね、先ほど、その部分、今年分の元気づくり支援金の形の中で申しあげましたけれども、全体の費用とすれば、ちょっとお待ちください。5,400万円ほどかかる予定でございます。そのうち、処分には4,220万円ほどかかります。

それで、公園のほうには、いま予定している分では、1,178万円を予定しておりますけれども、この中には、最終年に建物の撤去の部分も含まれております。ですので、実質的に処分のお金につきましては、ちょっと私のほうで積み上げますけれども、今年ちょっと、例えばの話、今年の方で言わせていただきますと、今年には県のほうから300万円元気づくり支援金でいただきます。そのうち、公園づくりに使うお金は、現実的には60万円です。240万円については、先ほども言いましたけれども、整地等という部分の中で、運び出さなければ処分もできないので、そちらのほうの費用に充てさせていただく形をとります。

ということで、今年には処分のほうでは、県に240万円を元気づくり支援金の中から負担、支出していただく形でお願いしたいと思います。町は800万円、それから豊昇区でも出していただくものが充てられます。350万円になろうと思います。

それで、そのほかに県にこれからまた働きかけた中でですね、排出者等々に関する形の中で、協力金等のものについても求めていきたいなど、不足分についてはいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○9番（武井 武君） もう1個、答弁漏れ。

ですから、予算書の26ページ。杉の子幼稚園改修費に3,000万円の補助金を出すと。では、それもどの規則によって、限度額2分の1以内ですから、議論の

ときに聞いたときには、もうそれ以上かかるけれども、3,000万円を我慢してもらったという話なんですけれども、答弁をいただきたい。

○議長（柳澤 治君） 荻原教育次長。

（教育次長 荻原 正君 登壇）

○教育次長（荻原 正君） それでは、杉の子幼稚園の建て替えの補助に関して、お答え申し上げます。

基本的には、町の、先ほど町民課のほうでも申し上げましたけれども、補助金交付等の規則に応じて支出をしていくわけですけれども、杉の子幼稚園が建設に至る経過、それから補助に至る経過を若干申し上げさせていただきます。

杉の子幼稚園は、昭和50年に開園して以来、35年にわたり町の幼児教育にあたってきました。園舎等は昭和49年に建設した保育室及びホールなどが35年を経過し、老朽化してきている状況にあります。それから昭和52年と55年にも増築をし、保育室として使用しております。

それから建物の体力度調査という調査を行った結果、非常に下回った数値ということで、体力度のないことが判明したことで、それから度重なる増築のために、機能的とは言えない構造になっておりまして、全体として、耐震構造の建物でないために園舎の建て替えを検討し、本年度、施設整備に対する国への補助申請を行いましたけれども、同様に申請をしました団体の耐震化事業が優先をされ、本年は補助対象として採択がされず、補助金が得られないということでありました。

杉の子幼稚園としましては、老朽化し、耐震力のない園舎を早急に建て替え、安全でよりよい施設環境を整備し、子どもたちの安全を確保し、安心して保育、教育にあたりたいという強い思いから、私立学校振興共済事業団からの融資も受けながら、単独での建設を決断したということでもあります。

町としましては、これまで杉の子幼稚園の増改築等の修繕にも補助してきた経過もありますけれども、昭和50年開園以来、町の幼児教育を支えてきました幼稚園が、今後においても安定的に、そして健全な園運営を行い、当町における子育て支援、幼児教育の一翼を担っていただくことを期待し、今回の園舎建て替えに対しても補助をしていきたいと考えております。

杉の子幼稚園では、園舎の建て替えとして、建設する施設の規模であります、面積が約920㎡、事業費として約2億3,000万円を見込んでいるとのことで

あります。杉の子幼稚園から、園舎建て替えに際して3,570万円の補助をお願いをしたいという旨の要望書が4月の22日に町のほうに提出をされております。

その補助要望の算出根拠としていますが、今回補助金の事業採択にはなりません。国が私立学校施設整備事業に係る補助資格面積の約800㎡、建築単価が13万3,900円、補助基本額としまして、1億710万円です。国の補助としまして3分の1ですので、想定されました国の補助金額が3,570万円になります。国の補助金が得られないことから、同額をお願いしたい旨の要望書の内容でありました。

町としましては、今回、国の補助金がないことと、これまで35年にわたり町の幼児教育の担ってきた杉の子幼稚園を支援し、今後も安定的な園運営をお願いしたいとする考えから、理事者とも協議した中で、建設費に対する補助として3,000万円という補助をしたいとするものでありまして、町が補助、支援することによりまして、安定した建設計画になるというふうに考えております。

このようなことから、今回補正予算をお願いしたということでもあります。よろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） もう1つ、町長あったでしょう。豊昇区に1,000万円をお願いをした根拠。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 豊昇区にお願いした1,000万円というのは、土地の取得の費用ということで、お願いしております。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） それでは、2回目に入らせていただきます。

土地の取得ということは非常におかしいですね。先ほど、先ほど町民課長の説明では、今年度についても、豊昇区ごみ処理に対するお金で350万円ほど区にお願いをしていきたい。じゃあ、土地買うのに、そうしたら650万円なんですか。おかしいですよ、町長の考え方。

それでですね、これまでの経緯の中で、2月初め、町より豊昇区長に相談があったと。そのときには、町から豊昇区に1,500万円出してください、こういうお願いをしたと。ところが、2～3日後に町民課長が出かけて行って、豊昇区の区長

宅で、いや、町は1,000万円で、豊昇区の皆さん、1,000万円でよくなりました。まことにこれも不純なんですよね。何の根拠もなく行って、1,500万円豊昇区出してくれないかと言っておいて、2～3日たったら今度は1,000万円でいいよ。これどういう、どういうことなんです。まことにおかしいんです。

それともう1個。お金のない区がああいうことになったら、町長、どうするんですか。それも答弁になっていません。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） いまいろいろご質問いただいているんですけども、この問題につきましては、20年以上にわたってですね、あそこに産廃のごみが放置されて、それが例えば野焼きをされたりとか、いろんなことがあってですね、非常に住民にとっては不安を持っていた、非常に豊昇区にとっては懸案の事項です。

この区民の思いをどのように生かすのかということで、私たちとしては、県とも、県にも協力していただき、町も協力していただき、そして地域の皆さまにも協力していただき、どんな形で協力し合えばみんなの思いができるのかという、この相談の中でですね、いろんな方法で県とも十分相談してですね、今回、このような提案をさせていただいているわけです。

そして、いろいろご質問いただいていますけども、最終的にはですね、豊昇区としては、臨時総会で、1,000万円、じゃあ出しましょうということで、決定をいただいております。この事実は、それはもう確定したものでありますので、それについてですね、それがどうのこうのということではなくて、いずれにしても、県も町も、町はまだ議会の議決いただいておりますけども、しかし、いずれにしても、県も豊昇区も、そういうことで協力しようということでやっておりますので、町としては、そうした思いを何としても実現するためにですね、この事業については進めていきたいと、こういう思いでこの事業については決断をさせていただきました。

先ほどもありましたように、県の責任だということをしてですね、ずっと言い続けても、とにかくあの問題は解決しないということなんです。

いま、幸いにもそうした区の皆さんも協力してくれるし、県も協力してくれるということで、いま、そういう意味では片づける絶好のチャンスということで、この機を逃すというわけにはいかないという、そういうことがこの事業を我々として進

める最大の根拠ということで、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） そのね、根拠、根拠というか、その片づける、これは意味もわかるんですよ、意味は。私も片づけちゃいけないと言っていないです。豊昇区の皆さんも片づけちゃいけないって言ってはいないんです。片づけてほしい。我々も手助けする。それはそのとおりなんですよ。

先ほど町長の説明にもありましたとおり、述べ360人も豊昇区、おてんままでみんな出てごみも片づけましょう、きれいにしましょう、それはみんなの願いなんです。それをやっちゃいけないとは言っていません。

ですから、豊昇区はその総会、総会、総会、総会って町長言いますけれどもね、その総会も4月29日、豊昇区臨時総会が開催され、区長より説明があった。区長は質問に対する十分な説明もなく、区民より多くの反対意見もあったが、聞き入れようとはしなかった。そこで、その反対者は、「町からもう少し説明を受けてから、賛成か反対か、1,000万円出すか出さないか、採決したらいかがですか。町からもう一度説明受けましょう」と言ったら、「いまここで採決してもらわなきゃ困る」と。

それは豊昇区の問題ですから、町長にああでもないこうでもないと言ってもこれは仕方がないこととございますけれども、それで、この話を初めて聞いた人も数多かった。数多かった。けども、豊昇区にはお金があるから、自分のお金を出さなくも済むから、1,000万円くらいなら大丈夫、いいんじゃないんですかという話になっちゃって、みんなが、みんながじゃなくて、その後、手を挙げていたと。その数は半数を上回り、負担金1,000万円は決定してしまったと。それから2～3日後に、後日、区長は、町役場に豊昇区負担金について、承認をしたという連絡を入れましたということなんです。

それでその後、反対者の皆さんですか、出前講座、出前町長室を開催して説明を受けたけれども、町長の、先ほど申し上げましたとおり、1,000万円の根拠も示されず、豊昇区がなぜ1,000万円出さなきゃならないんですか。根拠も示されず、それで町が、町がなぜ3,000万円出さなければならないんですか。その質問にも答えられず、それで最後に、この事業は県のモデル事業になります。そういう説明である。とてもじゃないですけども、不純過ぎておかしくないですかと

いうことをもう一度お聞きをしたいと思います。

それとですね、根拠もなくじゃなく、まあ3,000万円出したい、こういう事業をやりたい。当然豊昇区の皆さんには、何回も説明をされたと思うんですよ。それを説明されて、補助金交付、先ほど次長が説明したように、これこれこういうこととございますからって予算計上でもそれはかまいませんよ。こういう、こんな重大な問題をなぜ町議会に、全員協議会でも何でもいいから、今回はこういうことであのごみ片づけたい。ほんとは県が責任あるけれども、皆さんのこういう意見があるから、それをそれでこういう事業で、町から3,000万円出したいんですと。議会の皆さん、ご理解いただけませんか。町長の言う説明責任というのは、説明の徹底とか、あるいは情報公開というものは、そこにあるんじゃないですか、お答えください。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 最初にお話がありました豊昇区、それは出前町長室ではなくて、懇談会を、いろいろ疑問があるので、来てほしいということで、私と課長で行って、話をしたんですけれども。

ちょっといま、その方のその意向ということがわかりませんが、その場所では、全体としては、区の決定というものはもう決定されたものであるから尊重するというのと、自分たちはきょう話を聞いてわかったと。それで、今後、どんなふうに進めるのかということも心配あるから、これからも協議をして、協議しながら進めていただきたいという、そんなことで和やかに終わった、理解していただいて終わったと思っております。なぜそんな話になるのかがいま全く理解ができません。

それとですね、それからこの問題はですね、私どもが出発する上で、相談をすべきではないかというよりもですね、非常にその不確定な、不確定なものが多い中で、その1つひとつ積み上げてきたということです。

それはなぜかと言いますと、例えば、県の元気づくり支援金事業もですね、これも受けられるかどうかはまだわからないということですよ。それは、選定委員会で選ばれなければ、それはもうだめになるわけですから、もしそれが選ばれなければ、この事業はそれ以上前に進まなくなる。その次の段階として、豊昇区の総会で、その協力が得られるかどうかということも、だから、私どもとしては、1つひとつ

この問題を解決すべきものを1つひとつ積み上げて、今日議会に提案できる状況に至ったということでありまして、それは県や豊昇区のご協力があったからこそ、提案できるところまでまいりましたので、この経過としては、そういう経過を1つひとつ積み上げてのことですので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員。

○9番（武井 武君） 一致しないですね。豊昇区の皆さんの言うのは、町が3,000万円出すから、豊昇区も1,000万円出していただけないでしょうかと、こういう話だって言うんですよ。

町長の話では、豊昇区が総会で1,000万円出すことに決まったから、町は3,000万円出すという話でしょう。逆なんです。町は3,000万円出すから、これをきれいにしましょうと。県が元気支援づくり900万円出すから、豊昇区1,000万円出してくれないか。これが真の話じゃないですか。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 大変申しわけありません。それは事実関係が全く違っております。と言いますのは、私どもは、元気づくり支援金の申請をしましたが、それはあくまでも町や地元の協力というものは、計画の段階でありまして、確定したものではありませんでした。ですから、最初の段階が、私どもが計画を出してですね、県の支援金を受けることができ、それをもとにですね、1つひとつ積み上げてきたことでありまして、ましてや議会議決も受けていないものをですね、支出するとは絶対言うべき、言う話ではありませんので、そういう計画としてお話ししたということなんです。

○議長（柳澤 治君） 武井 武議員に申し上げます。本案に関する質疑は3回を超えますので、まとめてください。

○9番（武井 武君） はい。ですからね、豊昇区の皆さんは、一番心配されているのは、豊昇区の、豊昇区の皆さんは、心配をされていることはですよ、1,000万円出してもいいよ、豊昇区はオッケーをしたけれども、一番心配されているのは、この3,000万円が議会を、議会が通るか通らないかなんです。議会が通さなくて、これを否決すれば、町長、この3,000万円の責任、どうやってとるんですか。

○議長（柳澤 治君） 3回を超えましたので、答弁はいいです。

○9番（武井 武君） あの、委員会付託になろうかと思っておりますので、委員会で十分もう

少し細かいところは審査をさせていただきたいと思います。委員長にお願いをして、もしかすると町長のご出馬をいただくかもしれませんので、よろしくお願ひします。終わります。

○議長（柳澤 治君） ほかに質疑のある方は挙手を願ひます。

朝倉謙一議員。

（ 1 2 番 朝倉謙一君 登壇）

○ 1 2 番（朝倉謙一君） 1 2 番、朝倉です。

いま武井さん、武井議員のほうからですね、何点か質疑があったわけでございますけれども、私も 1 9 ページの関係の質疑をちょっとしたいなと思っているのですが。

町長は、1 つひとつ積み重ねでですね、いまの答弁ですと、1 つひとつの積み重ねやっているから、今この定例会の要するにいままで説明なくて、今定例会へ提案したというようなお話だったんですが、ではお聞きしますけれども、元気づくり支援金がオッケーになったのがいつなのか。それと豊昇区が、先ほど臨時総会開いたり何かというお話聞いていますけれども、何月にそれがオッケーしたのか、そこら辺、ちょっとまず教えていただきたいのと、それと先ほど、町長の答弁ですと、豊昇区の 1, 0 0 0 万円は土地取得というような説明がありましたけれども、それに間違いはないのか。それでまずお聞きしたいと思います。

○議長（柳澤 治君） 尾台町民課長。

（町民課長 尾台清注君 登壇）

○町民課長（尾台清注君） それでは、まず、経過の部分からお知らせいたします。

まず、豊昇区が 1, 0 0 0 万円の負担を受けていただいたのが 4 月の 2 9 日です。

○ 1 2 番（朝倉謙一君） 4 月 2 9 日ね。

○町民課長（尾台清注君） 4 月 2 9 日です。それが臨時総会で、武井議員が言われたように 4 月 2 9 日の臨時総会で決定いただきました。

それと元気づくり支援金事業につきましては、済みません、正確な日にちがわからないんですけれども、その少し前の日のところで委員会で決定いただいたというお話をいただきました。

○ 1 2 番（朝倉謙一君） ちょっと前って、4 月 2 9 日の。

○町民課長（尾台清注君） 数日前でした。その先週、前の週です。

- 1 2 番（朝倉謙一君） 数日前っていつの数日前。
- 町民課長（尾台清注君） 4月27日だそうです。
- 1 2 番（朝倉謙一君） 29日の数日前ということね。
- 町民課長（尾台清注君） そうです。だから、4月27日だそうです。
- 1 2 番（朝倉謙一君） 4月二十幾日には、オッケーと。
- 町民課長（尾台清注君） 27日に地方事務所で選定委員会が行われて、そこで決まったと。ですから、元気づくり支援金が最初に4月27日。それで、次に4月29日に豊昇区の臨時総会で1,000万円の負担が決まったということでございます。その後でいま動いていると。

それで、土地の部分につきましては、私も5月の12日の日に一緒に町長と説明に伺いましたけれども、豊昇区としては、土地の取得に充てるという形で1,000万円の負担をいただくということですが、現実的には、土地の取得については、この土地所有者の方に町と県であたって寄附をいただくような形で交渉にあたるということで、本来ならば豊昇区さんに一時的に法人登記されている部分であれば、法務局のほうに豊昇区という登記をしていただくのが筋だと思いますけれども、豊昇区さんも団体としては、法人登録できる団体にはなってございません。

それなので、認可された地縁団体ではないので、その部分をしていると時間もかかるし、豊昇区自身も、まだ認定された、公認された支援団体ということをとるということには至っていないということでしたから、町のほうの名義にさせていただくということは、区長さんのほうにも了解をいただいておりますけれども、現実的には相手方から豊昇区、豊昇区から町という動きにはならないで、相手方から町のほうにという形をとるような形で動くこととしております。ですので、土地はまだ交渉して、ただで買ってこいということになろうかと思っております。

- 議長（柳澤 治君） 朝倉謙一議員。
- 1 2 番（朝倉謙一君） 土地は平元商会から寄附されたというふうにお聞きはしたんですが、まあその件はまたちょっと後でお聞きしたいと思いますけれども。いずれにしても、この土地取得の関係で1,000万円という話は、その区の臨時総会なりに、そのなりに話が出て、ただ、名目上は土地取得ということで1,000万円出していただきたいということで話しされたのか。

それで、区の、区民の人たちは、その点、それで納得したのか。そこら辺、わか

れば教えていただきたいなというのと、それとですね、町長は、要は1つひとつ積み重ねでやっているもので、今議会への提案になったというような話なんですが、実際、4月29日、それからその前の4月22日か23日か24日かわかりませんが、その時点でもう、要は29日には、要は区の総会でオッケーされた以上は、きょうは6月の4日ですよ。その間にやっぱり臨時総会、いや、臨時総会じゃない、臨時議会なり、全協なりやる、要するに開く日数あったと思うんですね。

こんな大事なですね、先ほど武井議員が質問したんですけれども、ちょっとその答弁がなかったんですが、やっぱり3,000万円というのは、我々の、町長がよく言う血税ですよ、血税。それを今この議会できょう提案されてですね、これで要は水曜日に、要は常任委員会で審査して、それでオッケーしろという話が、ちょっとやはり無理があるんじゃないかな、そういう点もちょっと考えられるんですね。

ですので、やはり町長ね、前々から言っていますけれども、いろんなことにおいて、町長、議会を少し、本当に何とその言うんですかね、軽視をしているんじゃないかなというふうに思うんですね。1カ月以上の日にちあったわけですよ。それで1つひとつ積み重ねるから、議会には要するに相談できない、そんなことがあるのかなというふうに思うんですね。まずそこら辺、いかがでしょうか。

○議長（柳澤 治君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 皆さまからご指摘いただくように、もしその議会に、事前になり説明すべきであったとすれば、確かにそこら辺は配慮が足りなかったことではあるかなというふうには思っております。

ただ、現段階では、私どもとしては、そうした、いろんなかなり難しい問題を1つひとつクリアして、非常に微妙な問題を、この問題は取り組んでまいりました。

そんな中で、非常に複雑な内容でもありまして、これはですね、いずれにしても、この議会の会期中できちんと説明をさせていただいて、ご理解をいただけるように努力をしてまいりたいと、このように考えております。

○12番（朝倉謙一君） 土地取得のほうはそれで話した……。

○議長（柳澤 治君） 尾台町民課長。

○町民課長（尾台清注君） 土地のほうについては、元気づくり支援金の決定をいただき、豊昇区さんのほうでも臨時総会のほうで決定いただいた後に県とともにその交渉

にはあたってきております。ですので、その方向で行けるようなことにはなっておりません。

○12番（朝倉謙一君）　じゃなくて、要は豊昇区の人たちが、人たちには、土地取得だから1,000万円はその土地を買うから、それは豊昇区の人たちに出していただきたいということをお願いしたという町長の答弁なんだけれども、それは豊昇区の人たちはわかっているのか。

○議長（柳澤　治君）　茂木町長。

○町長（茂木祐司君）　いずれにしましても、これはですね、元気づくり支援金の申請をする際に、事業の細かな点について、すべて出しております。その元気づくり支援金のその申請をするときの内容が、そのようになっているということでありまして、それが出発点であります。ということだよ。

○議長（柳澤　治君）　朝倉議員。

○12番（朝倉謙一君）　じゃあ、豊昇区の人たちは、じゃあ、要は、平元商会在寄附ということになっているというふうに聞いたんですが、もし寄附してくれたら、その我々1,000万円出さなくてもいいんじゃないかというふうに区の、区民の人たちはとられるのじゃないかなというふうに思うんですよ。そこら辺はちゃんと説明のほうはされているんですか。

○議長（柳澤　治君）　尾台町民課長。

○町民課長（尾台清注君）　その件につきましては、豊昇区のほうにもお話しして、処分のほうにも充てさせていただきながら、公園づくりを進めていきたいというふうにお伝えしてございます。

○議長（柳澤　治君）　朝倉謙一議員に申し上げます。本案に関する質疑は3回を超えますので、まとめてください。

○12番（朝倉謙一君）　いずれにしろ、武井議員と同じでですね、水曜日から始まる我々の町民建設経済の常任委員会のほうに町長に出席をお願いするような形になるかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。終わります。

○議長（柳澤　治君）　ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 3時23分)

(休 憩)

(午後 3時38分)

○議長（柳澤 治君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第23 議案第55号 平成22年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第23 議案第55号 平成22年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長（土屋和明君） 議案書の48ページをお願いいたします。

議案第55号 平成22年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者支援金額の確定に伴う国庫負担金の減額、一般から退職国保への切り替え作業が進んだことにより、療養給付費が伸びたこと、介護納付金額の確定などが主な補正理由でございます。

予算書の1ページをお開き願います。

平成22年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ383万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ14億7,630万3,000円とする。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、款3、国庫支出金。項1、国庫負担金。既定額から1,000万円を減ずるものでございます。これは、後期高齢者支援金分の減額でございます。

それから款5、療養給付費交付金。項1、項目同じでございます。既定額に968

万9,000円を増額補正するものでございまして、退職国保の交付額の確定によります。

款6、前期高齢者交付金。項1、同じ項目でございまして、既定額から352万8,000円を減額するものであります。

歳入合計14億8,014万2,000円から383万9,000円を減額し、14億7,630万3,000円とするものでございまして。

3ページの歳出をお願いいたします。

款1、総務費。項2、徴税費。既定額に162万7,000円を増額するものでございまして、臨時職員1名分の賃金でございまして。

それから款2、保険給付費。項1、療養諸費。これにつきましては、財源変更でございまして。

項2、高額療養費。既定額に619万4,000円を増額するもので、職権適用による退職被保険者への切り替えを行ったことによる増加分であります。

款3、後期高齢者支援金等。項1、同じ項目でございまして、既定額から3,745万7,000円を減するものでございまして。これは額の確定によるものでございまして。

款4、前期高齢者納付金等。項1、前期高齢者納付金。既定額から23万2,000円を減するものでございまして、これも額の確定によります。

款6、介護納付金。項1、介護納付金。既定額に1,082万4,000円を増額するものでございまして、額の確定による増でございまして。

款8、保健事業費。項2、保健事業費。既定額に166万2,000円を増額するものでございまして。従来、一般会計で位置づけてきた分を国保会計に計上いたしまして、補助対象とする方向で事業を進めてまいります。内容は賃金等でございまして。

款10、諸支出金。項1、償還金及び還付加算金。既定額に7万5,000円を増額するもので、平成21年度超過交付分の返還に不足する分でございまして。

款11、予備費。項1、予備費。1,346万8,000円を調整させていただきまして、歳出合計14億8,014万2,000円から383万9,000円を減額して、14億7,630万3,000円とするものでございまして。

よろしくご審議のうえ、お認めをいただきますよう、お願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

―――日程第 2 4 議案第 5 6 号 平成 2 2 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計

補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 2 4 議案第 5 6 号 平成 2 2 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） 議案書の 4 9 ページをお願いいたします。

議案第 5 6 号 平成 2 2 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、ご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、高額医療合算介護サービス費、こちらの給付費増の見込みのため、国・県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金をそれぞれ増額補正しようというものでございます。

予算書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

平成 2 2 年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ 2 9 8 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 9 億 4, 0 0 6 万円とする。

2 ページをご覧ください。第 1 表歳入歳出予算補正。歳入でございます。

款 4、国庫支出金。項 1、国庫負担金。既定額に 7 0 万 5, 0 0 0 円を増額するものでございます。

項 2、国庫補助金。既定額に 23 万 2,000 円を増額するものでございます。これは、高額合算介護サービス費の国庫の負担分と補助分でございます。

それから款 5、支払基金交付金。項 1、同じ項目でございます。既定額に 105 万 8,000 円を増額するもので、これも同じ理由で、基金分の増加分でございます。基金の負担分でございます。

款 6、県支出金。項 1、県負担金。既定額に 44 万 1,000 円を増額でございます。これも同じ理由で、県負担分でございます。

それから項 2、県補助金でございますが、既定額に 1 万円増額するものでございまして、こちらは包括支援センターの人件費の県補助金でございます。

款 8、繰入金。項 1、他会計繰入金。既定額に 53 万 9,000 円を増額するもので、これは、一般会計から町の負担分を繰り入れるものでございます。

歳入合計 9 億 3,707 万 5,000 円に 298 万 5,000 円を増額し、9 億 4,006 万円とするものでございます。

1 枚おめくりをいただいて、歳出でございます。

款 1、総務費。項 1、総務費。既定額に 8 万 9,000 円を増額補正をお願いするものです。主に厚生労働省との打ち合わせのための旅費を計上させていただきました。

款 2、保険給付費。項 1、保険給付費。352 万 8,000 円。高額合算分を見込んだものでございます。

款 3、地域支援事業費。項 2、包括的支援事業・任意事業費でございまして、5 万 4,000 円を増額でございます。職員が住所を移しまして、新たに住居費、住居手当が必要になったための補正であります。

款 7、予備費。項 1、予備費。68 万 6,000 円を減じまして、こちらで調整をさせていただきます。

歳出合計が 9 億 3,707 万 5,000 円から 298 万 5,000 円を減じまして、9 億 4,006 万円とするものでございます。

よろしくご審議のうえ、お認めいただきますよう、お願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 25 議案第 57 号 平成 22 年度御代田町小沼地区簡易水道事業

特別会計補正予算案について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 25 議案第 57 号 平成 22 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長（笠井吉一君） それでは議案書 50 ページをお願いいたします。

議案第 57 号 平成 22 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 22 年度御代田町の小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に変更はないものとする。

ということでございまして、2 ページでございしますが、まず、歳入については増減ございません。

それから歳出でございまして。

款 1、経営管理費。項 1、総務費。609 万 3,000 円の減額でございしますが、4 月の人事異動による職員給与費の減ということでございます。

それから施設管理費でございしますが、124 万 8,000 円増額をお願いするものでございまして、これは遠方監視システム、水道の配水池の遠方監視システムに入っておるわけでございしますが、このカラープリンタ複合機が故障してしまいました、使用不可となった。老朽化が原因ということでございしますので、買い替えをお願いしたいというものでございます。

それから予備費でございしますが、484 万 5,000 円。今回発生しました余剰

分について、予備費に充てるということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

――日程第26 議案第58号 平成22年度御代田町公共下水道事業特別会計

補正予算案について――

○議長（柳澤 治君） 日程第26 議案第58号 平成22年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） 議案書51ページをお願いいたします。

議案第58号 平成22年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成22年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ470万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ8億6,717万3,000円とする。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、第2表地方債補正による。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

款7、町債。項1、町債。470万円の増額をお願いするものでございまして、

これは後ほど説明をいたします。開発に伴う管渠工事が必要となりまして、その財源として起債を借り入れるというものでございます。

3 ページをお願いいたします。

歳出、款 1、土木費。項 1、都市計画費。補正額 4 5 8 万 6, 0 0 0 円でございます。これは開発計画に伴いまして、取出管を新しく布設するという必要性が生まれてくる可能性がございまして、その工事費をお願いするものでございます。それが 5 0 0 万円。それからあとは人事異動による人件費の減ということで、若干少なくなっておる状況でございます。

それから公債費につきましては、財源変更ということでございます。

予備費につきましては、その分の調整ということで、よろしくお願いをしたいと思えます。

それから 4 ページ、地方債補正でございます。

起債の目的で、公共下水道事業の部分でございますが、限度額を 1 億 1, 7 5 0 万円としておりました。それを 1 億 2, 2 2 0 万円にするというものでございまして、起債の方法、利率、償還方法等につきましては、従前に同じでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案の上程中ではありますが、会議規則第 9 条 2 項の規定により、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

―――日程第 2 7 平成 2 1 年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、

貸借対照表及び損益計算書の報告について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第 2 7 平成 2 1 年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

(企画財政課長 内堀豊彦君 登壇)

○企画財政課長(内堀豊彦君) 議案書の52ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

平成21年度御代田町土地開発公社の事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を平成22年5月17日御代田町土地開発公社理事会に提出し承認されたので、地方自治法243条の3第2項により、別紙のとおり報告いたします。

54ページをお願いいたします。54ページにつきましては、議案第1号ということで、これは土地開発公社の議案書でございます。いまご説明申し上げましたけれども、平成22年5月17日に提出。21年5月17日に可決。済みません、これは申しわけございません。『22』に済みません、申しわけございません。これちょっと訂正していただきたいと思います。『22年5月17日可決』ということでお願いをしたいと思います。申しわけございません。

続きまして56ページをお願いいたします。

平成21年度第38期事業報告書

- 1、概要ということで、概要については、書いてあるとおりでございます。
- 2の理事会の議決事項ということで、これも書いてあるとおりでございます。
- 3の会計。(1)の財産目録でございます。

1 流動資産

(1) 現金及び預金	451万1,022円
(2) 公有用地	1億3,822万9,277円
(3) 土地造成事業用地	1億359万2,570円

合計で、資産の合計が2億4,633万2,869円でございます。

次の57ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町土地開発公社損益計算書でございます。

1の事業収益、事業の総利益ということで13万4,300円でございます。これは土地の貸付等でございます。

続きまして事業損失で3万8,700円でございます。

経常損失ということで3万1,296円。当期の純損失で3万1,296円。当

期の損失で3万1,296円という内容でございます。

続きまして、平成21年度御代田町土地開発公社貸借対照表でございます。

まず資産の部ですけれども、流動資産ということで2億4,633万2,869円です。

資産合計につきましても、2億4,633万2,869円です。

負債の部でございます。2の固定負債ということで1億7,940万円で、負債合計も同額でございます。

資本の部で、資本金で350万円。それから2の準備金で6,343万2,869円ということでございます。

これで資本合計で6,693万2,869円。

負債資本合計ということで2億4,633万2,869円でございます。

次のページ以降につきましては、いま説明しました決算の内容について、説明がされているものでございます。

説明については以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（柳澤 治君） 以上で、報告を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって平成21年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告を終わります。

―――日程第28 平成21年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について―――

○議長（柳澤 治君） 日程第28 平成21年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の68ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げ

ます。

平成21年度御代田町繰越明許費に係る繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

次のページをお願いをしたいと思います。

平成21年度御代田町繰越明許費繰越計算書でございます。

事前にちよつとご説明しておきますけれども、先ほどですね、武井議員のほうからご説明、ご質問があったわけですが、そのことで、いわゆる交付金系統のものにつきまして、一般財源扱いということでございまして、当初は国庫支出金ということで扱っておりましたけれども、この繰り越しの時点で一般財源ということで、一般財源のほうに移してありますので、一般財源が多くなっているということでご了解をいただきたいと思ひます。

それではご説明をしていきたいと思ひます。

款3、民生費。項2、児童福祉費。事業名、子ども手当支給事業。翌年度への繰越額で221万6,000円でございます。未収入特定財源で、国庫支出金が221万5,000円、一般財源が1,000円でございます。

4の衛生費。項1の保健衛生費。予防接種事業でございます。翌年度への繰越額が525万円でございます。未収入の特定財源で、国庫支出金で393万7,000円、一般財源で131万3,000円でございます。

款6、農林水産業費。項2、林業費。事業名、林道維持補修工事でございます。翌年度への繰越額で250万円、一般財源で250万円でございます。

款8、土木費。項2、道路橋梁費。事業名、道路維持補修工事。翌年度への繰越額で2,730万9,000円でございます。一般財源でございます。

続きましてまちづくり交付金事業で、翌年度への繰越額が3,435万8,000円。国庫支出金で、未収入の特定財源の国庫支出金で1,209万5,000円でございます。その他ということで、これが1,670万円。これが起債でございます。それから一般財源が556万3,000円でございます。

続きまして款9、消防費。項1、消防費。事業名、全国瞬時警報システム整備工事でございます。翌年度への繰越額が307万円でございます。未収入の特定財源の国庫支出金で、302万円でございます。一般財源で5万円です。

10の教育費。項1の教育総務費。事業名、中学校建設事業ということで、共同調

理場でございます。これの翌年度への繰越額ですけれども、6億831万8,000円でございます。既収入の特定財源ということで、4,938万6,000円。これは基金でございます。それから未収入の特定財源で2億7,403万2,000円でございます。それからその他ということで、2億8,490万円ということでございます。

続きまして5の社会体育費でございます。事業名、町民広場の防球フェンス設置工事。翌年度への繰越額が541万8,000円で、一般財源で541万8,000円でございます。

続きまして町民広場の芝生化工事の第2工区ということで、翌年度への繰越額が793万8,000円、一般財源で793万8,000円ということでございます。

合計で翌年度への繰越額が6億9,637万7,000円。既収入の特定財源で4,938万6,000円。未収入の特定財源の国県支出金で2億9,529万9,000円。それからその他で3億160万円、一般財源で5,009万2,000円というものでございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（柳澤 治君）以上で、報告を終わります。

これより、報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成21年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

以上で、すべての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第51号から議案第58号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

――日程第２９ 陳情第９号 「最低賃金法の抜本改正と安定雇用の創出、中小企業
支援策の拡充・強化を求める意見書」の採択を求める陳情――

○議長（柳澤 治君） 日程第２９ 陳情第９号 「最低賃金法の抜本改正と安定雇用の
創出、中小企業支援策の拡充・強化を求める意見書」の採択を求める陳情について
は、今定例会に提出され、受理いたしました。お手元に配付してあります陳情付託
表のとおり、会議規則第９２条の規定により、所管の常任委員会に付託いたします
ので、審査願います。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 ４時１０分